# 監獄協會

第 第

条 治

號 巷

#### 講 論 譚 資 統 客 通 說 演一息心調和法講話 計人大正六年二月中入出監竝月末在監人員表外三表 料へ馬糞越幾斯の 信 叢 報(福岡監獄未成年監通信其他……叙任……茶話會 | 受刑者の食需に就て 一假出獄に就て: 一歳務片言… 一横濱監 獄在監死亡者合葬追弔法會概況 君と語る 凍傷に對す T 科者に多きかに 3 價值 精神は 薄弱兒教育の 就て原胤昭君に 司法省參專官 重 ……贈與金… 班○不良少年救濟策 七黑 Ill 平藤 有 土 岡 公文: 馬趣 崎 田 H 四齊 萬 種 貧源 浩藤 之 郎學 次 樂太 助 助人 一藏生郎 つ公 픛 完 咒 天 宣吉室 五 哭 公 五九

#### 毉 獄 協 會 雜 読 第 参 拾 志 第 ग 號

論

### 說

#### 假 出 獄 13 就

3 4. b 假 T 獄 假 2 1 12 出 3 F 8 す 並 0 3 0 が、之 は 73 諸 2 於 3 tz 君 h 1= 柄 T 本 付 な で 就 H 3 活 あ 3 は \$ 1 b を \$ 監 は で 1 寫 諸 獄 あ T 3 君 協 は 3 单 て、漠然 0) 會 色 か、さ め 見 0 N 3 聖 議 3 2 知 會 論 考 3 0 陳 12 て又之を行ふ方法 かき ~ で す 司 n あ あ h 3 b 法省參事官 3 ば 7 智 \$ h 次 何 光 1 あ 第 等 祭ご す。 て、獄 0 で 異 1 論 致 あ 其 政 b 8 3 山 3 次 第 は 刑 す。 か 勿 期 係 0 で 0) 萬 假 3 犯 滿 20 あ 之 出 5 3 h 獄 な 30 \$ 4. 助 0 取 せ す 性 す。 3 3 質 で 假 1

說

(-)

5

12

5

す

~

0

0) 5

題 p

H H

3 2

T

d 红

値 3

打

あ 12

題

H

で 出

南 h;

\$

6 か

理 2

窟 4

垫

す

3 隨

は

5 0

V 3

3

3

第 h 智

1-す

假

H む 3

獄

3 か あ

0

裁 4

0

3 あ 如

何

程

度

於

T

假

獄

許

古

~

T 5

3

說

監

行 1,

刑 T

斯 あいい 2 H は 出 的 3 から 7 h 3 方 1 刑 獄 \$ 3 Lo 0) 3 T 寸 (1) 制 す す 0) 孟 1: 於 度 申 3 觀 獄 13 世 念 觀 T 3 \$ から n Vi 故 刑 念 す 业 0 か 應 tz 罰 12 12 要 3 古 T 出 報 -今 制 刑 A 77 n T あ 變 時 T 在 度 H 0 0 は 8 3 代 出 T 6 世 3 觀 で 0 かん 1 B 12 h D 界 結 今 罪 で 般 即 般 L 旣 後 3 3 文 13 CK かず ち あ 1 1 T E 3 15 す 3 附 移 MA 刑 2 12 犯 刑 あ 良 即 國 4. 3 70 は T 防 罪 A R 0 2 5 な 12 科 T T 刑 す 多 to 12 意 2 獄 3 於 離 す 13 犯 改 3 報 7 0 味 3 3 犯 す h 3 か 善 0 で 1= n 12 \$ 1 36 0 罪 或 ~ 為 あ 於 於 3 改 す -+ 事 は か T め 素 9 T T 2 tz 臺 質 3 6 將 10 ま 囚 地 行 0 刑 0 從 别 す す 12 1= 來 古 1 かず 狀 方 出 法 T 1 對 3 5 3 再 多 出 智 法 1= 來 す 今 3 豫 N \$ 然 盖 來 10 0) 假 1 H 13 3 防 犯 0 3 2 道 3 2 出 渦 V. 12 す で 罪 3 13 ば 課 3 獄 制 非 於 5 3 13 3 多 -道 ינל 度 江 ず 0 \$ 12 犯 1 to 3 h to T な 10 \$ V 8 整 3 L 今 方 で 1: 4 T 0 い 戒 L T H 法 な 出 0 で \$ T 五 梦 12 め 0 良 T は 0) あ 75 寸 3 13 至 -30 3 は 來 假 h 目 3 3 1. 目 h 3 慣 殆 出 た \$ 的 か 言 的 3 \$ 0 習 3 0 獄 す 葉 3 共 刑 0 T 7 2 0 為 如 1-假 T 0 0

(五)

11

15

2

T

1

0 11 1 12 12 3 7 から か 之 於 で = 12 孙 あ T で は T h 11 力 0) + 用 行 h 12 h Ŧi. は 伊 致 + 12 H 年 す 太 期 於 3 1 \$ ED 2 0 利 法 3 1 n T 3 2 今 付 か 3 明 30 Ξ 於 5 治 T T 往 1. 13 T \$ かっ 刑 + T 3 串 5 な Ŧi. 法 13 + \* 0 年 T T T は T 居 年 利 Ti 百 13 か す か 11 b 九 Ŧi. 5 す 7 法 + B n n 斯 百 於 ば 12 七 か \$ 假 + 12 で 出 h 我 之 かる あ は 邦 九 で T h 年 n 3 居 T 假 办 串 \$ T 3 1); H 出 n 年 h 近 3 0 3 獄 T 1 1 か T b 行 n 者 で 見 3 其 13 あ L で T 百 致 = + H + T 75 h 九 す Ŧî. T \$ は h. Ŧi. + + T 3 居 各 \$ 舊 3 Ŧi. 七 聯 3 L か 刑 h 舊 君 年 1 で 邦 法 T 3 刑 T 0 36 3 11 で で 6. 於 逸 於 + 3 3 T T 2 實 知 A

+ 4 行 丈 0 8 九 肼 3 3 10 ń 年 年 4 力言 から 0 年 0) 2 12 Ξ 宜 T T 13 1-出 U. 1, 年 は 年 10 な 1: LI Ξ 04 2 3 2 H b b かう T 年 T. To 11 露 かん 1. 3 h 刑 Ŧi. 九 0 す 3 戰 寸 消 12 12 0) ~ 70 年 ñ 3 役 3 意 1 到 3 出 2 八 3 す 8 12 是 3 味 15 底 + L 3 當 是 は 8 俄 多 2 言 0) 0) 七 T 2 0 は 固 2 然 有 tz M F. 居 1 は \$ 行 2 T 8 2 75 to 1 2 3 0 刑 T 5 居 9 T 3 1 0) 於 は Ŧi. 10 0 15 b 特 T 居 ت 1. 1 T 是 千 3 F. 六 别 3 殖 3 73 3 かっ 13 13 Ŧi. 者 1: Ti す 0 文 ~ p で 統 六 を 3 3 か 意 T 2 3 あ 出 h 計 百 出 程 4 3 12 12 意 1: で 影 3 0 成 合 F 殆 3 味 T か あ 響 T 所 -= ~ 15 1. 2 見 多 5 3 居 0 12 2 から 百 1 2 n 55 成 見 12 在 h あ で 役 あ 杳 T 所 3 3 拘 2. \$ 3 3 1 2 + か 3 あ 77 から す は 古 3" 立 12 六 12 M h 3 6 柄 斯 . 6 2 \$ 4. カラ 2 す 其 12 樣 去 者 0 3 n T 行 即 極 四 後 す 7 12 は 3 で 1. か 刑 ち + 8 即 3 7 其 外 思 L 8 3 0 四 T 5 Ŧi. 後 12 U 分 ま 此 Ŀ 四 異 年 大 2 = 出 ま 3 0 せ 當 h 12 例 丈 IF. 百 n + L す 老 2 時 影 A 15 V 元 か T H 所 は 位 から 數 车 即 から 即 かっ 四 か かっ T n あ

Ŧi.

分

3

4

數

12

73

0

T

居

3

數

は

す。 3 百 古 多 ば 取 七 で T ·T 成 2 H 監 + 3 果 + 明 消 0 Ŧi. 績 T 先 七 n 治 見 數 72 ٨ は つ で E \$ は 智 英 8 13 於 す 0 to 出 國 12 5 T 假 3 T 良 3 n T T L 出 居 居 本 好 3 丈 無 T あ 獄 益 h 年 3 で V 居 h 1= 0 O) 0) 分 1 2 3 あ か 取 で す 刑 + T す 3 3 消 其 あ 月 2 厘 10 0 \$ 12 謂 器 非 h 取 英 す 3 常 で \$ 2 消 國 は \$ 行 V. 12 す 13 h 12 多 數 7 す 2 は 五 73 假 置 數 千 V 3 n から 111 明 具 で 八 1 3 1. T 12 か 治 合 ば 12 あ 獄 ñ H 1) 3 to Ξ 73 3 11 3 2 四 10 干 + で 數 12 數 + 6 1 八 七 あ 寸 \$ T 百 12 1 是 车 3 3 南 百 年 九 12 丈 12 之 四 2 か か か h + 七 72 V 數 6 3 \$ + 1= 3 35 年 から 取 73 3 0 申 = 七 外 か 1 消 者 3 年 國 T 人 3 で 萬 數 申 12 1-B 0 即 力 Ŧ から 古 で t 假 四 百 比 八 あ 分 以 出 F あ 較 12 す h h Ti 前 獄 Ŧi. 2 3 3 致 村 九 3 \$ \$ T = 百 す L T + 3 Ŧi. 居 2 百 世 T T 寔 位 12 + h T 見 1: 出 U 1 七 T 12 人

日 11 B 2 3 2 0 起 1= 0 T T 原 付 で 取 0 T + か 消 3 T 取 あ 四 參 あ 9 消 + 1 3 13 办 數 其 九 す 0 0 次 料 此 で T 百 百 から 出 居 あ 多 四 1 73 は b h V + T 3 我 \$ \$ 8 邦 す す ば 九 2 思 1 取 + T 15 於 + 消 比 元 九 T 起 來 數 例 1 消 न 假 原 Ξ 假 か から か 出 0 出 分 办 獄 あ 我 百 **f** は 3 邦 五. 0) 九 + 將 英 8 = 百 來 國 度 比 年 此 12 如 較 其 比 3 何 於 比 次 6 から 例 1-T 办 办 せ 斯 す から Ŧ. 百 ね 0 3 + ば 75 は 3 九 百 取 御 75 殆 人 6 消 3 年 2 2 0 知 此 分 かっ 比 0 か 3 0 数 な 1= 1. 9 T 3 英 多 S. 6 最

官 5 0 12 歐 T 督 國 12 察 T す 0 付 制 即 假 出 3 度 游 國 獄 \$ 多 設 守 1 12 V す 於 付 T 12 T 3 3 ~ 英 あ 3 \$ 國 條 す h は \$ 3 T 餘 多 假 Ξ 程 T 附 出 良 警 縁 注 意 T 出 官 假 矢 致 張 办 T 鹽 12 h 72 居 督 出 刑 4 h 多 獄 \$ 致 致 0 す す 3 0 せ 5 Ŀ 英 で V 國 あ す す T で 0 h 3 13 \$ T 72 幼 す。 あ 12 い 年 3 囚 此 定 思 3 す 0 0

\$

1

3

2

3

分

3

3

3.

0

あ

b

3

1: 廢 h 觀 都 11 此 合 國 11 h 好 0 行 2 12 5 時 代 致 T 1= 英 75 居 12 國 3 3 2 あ 出 古 12 T 0 支 3 於 今 で あ 3 H 3 T で tz 能 居 \$ b は 監 1 3 36 監 献 す T 行 視 は 制 は 3 度 是 觀 n 等 察 2 T 3 1. 居 同 12 2 1. は C 付 制 3 大 2 度 12 3 3 研 特 11 0 究 13 邦 発 終 1 0 般 於 囚 0 12 な 桑 30 V 敗 對 官 N 3 ば 終 T 江 置 村 は 3 3 T T n は 0 問 知 題 T T 1. 督 0 で 1 3 あ

3 11 2 12 n 0 多 か 3 T 思 3 It す を 非 倘 15 1. 常 13 2 T 形 13 12 申 す で 3 假 U 12 觀 出 T 0) 置 察 1 4. 獄 T 機 短 3 あ 30 關 3 1, h 恒 12 刑 重 30 3 4 附 1= 刑 古 1= 期 致 3 村 3 前 L 75 3 前 12 # 17 12 \$ 1. 假 は す 期 0 + 办 T 出 刑 は 獄 = 加 あ 0 刑 70 3 年 論 假 期 出 で 無 期 獄 此 削 T 假 で 1 3 出 0 度 出 5 獄 あ \$ 獄 老 3 b 矢 世 T で \$ 3 せ あ す 張 刑 8 期 h 72 h W 0 T 0 無 究 1 圳 3 で 0 か 刑 あ 値 3 1= h す T \$

6

12 す せ 3 V す 3 から n U 2 H 11 7 T 2 11 あ 12 2 在 + 4. 3 2 年 す T 間 力 居 0 かう 行 期 聖 而 0 受 假 之 V 思 出 11 T 獄 附 2 3 3 T U 36 後 3 12 T 2 13 寸 12 反 0 村 奉 詮 T 議 12 者 30 餘 0 程 あ T 愼 3 假 重 3 取 3

(t) 說 3 3 取 0 老 君 消 で 合 かう は H 12 n 2 かっ Ξ 管 3 消 \_ 塢 13 當 5 か 5 年 老 合 更 6 1 H 上 九 丈 致 消 0 3 依 かっ V 古 减 3 5 2 御 月 は 堪 h す 寸 取 to 監 合 3 n 2 扱 之 獄 5 1-塘 ば 0 0 12 1 於 T tz 合 國 取 刑 1= 加 或 塢 置 \$ 3 消 0 期 依 合 1 ま 13 行 ~ 3 3 裁 To 0 裁 斯 政 消 # T 判 判 樣 あ T 處 滅 獄 分 T 2 は 或 75 分 3 0) T .0 L 其 11 3 で で -失 13 T 年 3 殘 行 塢 取 效 あ 居 す 少 間 6 政 合 消 h 12 L b 13 +36 處 古 3 就 監 即 分 \$ \$ は 塢 L T 行 す 獄 ち 當 12 3 合 T 申 刑 如 1-殘 所 3 Ŀ 4 3 置 Ξ 0 1 2 假 0 2 5 げ 效 取 刑 出 T 2 L 12 果 消 取 居 期 2 獄 南 T 1, から 扱 3 か 1= p: h 裁 0 泉 な 消 T 18 刑 -\$ 判 で 監 致 年 滅 す 5 0 所 あ 獄 から す 3 12 T 1= = 滿 女 ~ 1 居 3 於 當 \$ 戾 す 3 72 h 3 す T 行 0 月 な 其 消 取 法 で 他 T 滅 清 11 あ 3 判 0 致 有 F:

M

A

12

T

3

結

v

n

為

8

1=

年

0

間

す

3

6

2

3

12

致

T

3

0

で

あ

3

3

思な

ひ

卷 Ξ 四 第 + 致 西 n 出 1 0 5 n 2 意 T 於 で \_ 獄 獨 を T かっ V 見 保 2 かう 居 3 為 出 h 次 伊 3 多 刑 藩 智 餘 會 蘭 求 \$ 12 は 失 す T 利 多 西 3 澼 8 2 0 め 蘭 3 は 者 以 で 3 Vi あ 3 3 茲 千 T T 我 3 4 ग्रेष 55 3 T 4 視 元 で 八 0 あ 1 い 5 置 10 は H 3 察 0 0 3 記 3 犯 八 機 3 3 0 3 事 3 12 + 關 憶 かう す 12 3 12 6 Z 77 0 五 付 から 付 で 75 2 致 T 2 種 年 3 3 T あ 申 3 L T 類 か 1 要 申 3 置 0 £ 居 T 多 す 上 から 3 で げ 限 h 3 4 思 あ 直 居 ~ T 5 T \$ h 3 3 1= 12 ~ 15 3 1= 點 事 置 す \$ 此 言 大 3 1 かっ 2 せ 假 此 外 で 柄 1 陸 す 6 ず 出 較 1= あ は ~ n 12 2 保 分 警 自 獄 b 3 か 多 於 8 護 3 察 事 3 由 會 3 3 申 3 あ 3 す。 監 柄 佛 刑 い L \$ h 3 視 で 臈 2 で T L \$ 4. v 見 孟 是 あ T す 孟 3 あ 西 3 3 は V h 0 b 12 は 3 特 其 \$ 特 3 聖 别 警 2 40 假 から 規 者 察 -古 ~ 8 出 11 徵 今 古 定 監 思 0 3 3 獄 H 視 n 3 信 3 は 0 T 其 12 用 3 n T 4

幸

點

於をい

は

か

ることが出來るのであります。

2

國

0

左

1=

澤

Ш

行

2

T

居

3

75

L

3

5

2

3

丈

V

It

槪

T

申

F:

W

國 T E h T 宜 i, 4 4 官 1= は 0 0 消 す 數 + L. 此 で 宣 3 か 分 = T 較 今 25 # 告 3 0 あ あ 1 H 注 個 から 3 3 我 か T 12 意 所 5 邦 k 私 0 3 18 般 か 然 研 1= は 塢 期 要 的 5 究 於 3 = 間 合 L 12 考 12 3 = 智 前 は きる 1 我 T 3 申 取 1: す \$ 邦 見 す 申 Ł. 扱 於 L す 0 3 3 Vi 孟 T 應 T 3 今 す 假 12 報 宜 T 行 3 出 H 3 見 付 政 刑 4 3 36 3 獄 處 で 72 T 0 0 だ 英 は は 分 1 # で 國 前 0 張 で 取 8 あ 12 沭 思 重 刑 者 我 消 於 5 0 1= 0 か 邦 U 妻 3 3 經 範 3 致 之 3 過 12 10 す 3 圍 1= U 於 3 1 な 30 反 n 3 3 11 T V 縮 對 2 0 H 0 n 智 8 8 は 八 T 致 = H T 之 T % 來 行 す to は 分 7 若 T 假 3 2 行 居 同 2 出 厘 2 3 は h 8 1. C 1= 獄 3 付 は 考 h 1. 0 3 3 行 ~ 0 T で 12 \$ 以 3 9

(--) 4 所 3 0) 固 0 で 測 各 0 假 人 附 出 各 1 獄 個 -11 3 0 各 性 カラ 犯 質 條 A 聖 件 0 特 で 行 1= あ 狀 注 h 3 意 3 2 L す n T 3 から 致 かっ 6 す 3 出 ~ 所 獄 3 謂 後 特 \$ 犯 别 罪 0 で 多 豫 あ 防 3 3 な い 1 故 2 で 1 部 あ 各 分 5 A 5 屬 3 U \$ 2

T

0

3

古

to

L

累

犯

0

無 T

T 11

豫

防 あ

0 h

見

2

1 此

2 種

8 0

0 罪

多 即

離

n 性

T 質

行

刑

10

11 1,

11

6 1

75 付

1. #

0

で

南 T

n to 次 13 11 於 3 3 T 危 险 3 10 3 智 考 ~ 7 V n ば 71 82 3

10 3 で 意 3 0 T 我 差 申 洛 4 合 0 假 0 8 支 2 T 出 多 4 T B 17 ~ 獄 1 1. 出 年 1= 古 刑 度 假 5 T 付 n 12 11 法 ば 1 0 危 3 T 1 犯 10 で 獄 险 は 强 間 罪 於 か 13 甚 次 あ 0 其 T \$ 10 0 10 付 3 12 他 75 势 8 T 致 1 T 靐 居 1. 種 假 考 出 要 者 躇 12 h h 1 T 1 す 獄 T 0 者 \$ す は ~ 條 3 73 を す 3 あ 13 3 前 1= 件 す V 3 20 者 科 n 出 な 多 2 は 3 2 で bs ば 獄 6 老 n 更 -8 n あ 13 後 ば It 1= T ~ 3 h -是 普 又 i, 0 1 から 南 2 \$ 等 2 危 L 通 强 出 h 1 L 險 で 洛 來 12 T 1 H T 付 智 3 3 3 あ 3 1 别 8 す T 5 4 3 h か かず 或 \$ 元 L 3 此 な あ 1 6 は 4 3 塲 5 4 L T 前 1 强 5 T 假 合 假 次 4 科 0 は 出 出 3 3 V 2 1= 何 T 矢 獄 n 虞 於 犯 獄 力 張 3 般 0 カデ 3 3 から h h 出 あ 出 \$ 3 4. 防 假 來 是 來 元 出 3 3 \$ T 3 T 獄 者 1= す 普 A 極

别 3 H. 2 質 自 77 12 1. # T 體 な 殺 於 幸 支 0 T 1 T 女 JE. n 0 す 累 古 更 1 0 T 3 n T あ ば ば T 2 T 8 h A 7 3 犯 何 12 殺 h 3 殺 南 す 1-5 所 \$ 3 な CK かず かず 時 A 12 寸 刑 3 T す 3 T 出 73. で T 村 L 來 4 A 0 殺 \_ 唯 盲 T 或 15 8 12 A 妓 傷 自 11 告 2 豫 U L 律 10 殆 竊 或 害 \* 2 防 10 2 0 再 120 程 流 受 で 特 許 75 T \$ 8 0 12 1 所 度 多 V で す あ 反 あ 1. す 12 12 T 2 注 T 限 3 F. 3 覆 1 h あ 意 這 h 殺 h 2 b 累 3 す 3 \$ A 入 智 1 犯 3 1 0) 1 11 1 \$ か 1 或 3 から 至 込 罪 3 2 2 假 せ 3 出 虞 かず 12 で 特 は か 0 M 4 1. 73 竊 塢 あ 别 あ 如 獄 は 2 L 樣 V 盗 3 A h 豫 い 3 护 11 T 8 般 6 0 賭 13 カコ 12 30 防 n 12 1, 南 ば 博 3 是 寸 3 豫 13 \$ 0 T 13 决 防 \$ 2 0 1, Di 3 It 宜 即 あ す 5 h は 2 + か 1. 82 假 3 3 车 T 出 0 す 計 左 置 相 别 3 か A 劣 12 Ŀ to 豫 0) ~ 4 な 刑 12 T 3 1 1: 防 1: 12 於 73 V 0 T は 方 3 3 殆 1 T n かっ

> 1h

75

3 3 T 3.5 准 大 す 意 次 多 考 要 第 す で ~ 要 あ 3 寸 h 1 で 3 す あ 3 3 1 す。 思 元 此 を 斯 以 5 T 諸 君 點 0 12 御 付 清 T 聽 は 煩 12 行 刑

\$

た は

0 3 0 T で 多 3 あ 或 質 T to 以 13 2 あ T T \$ 発 援 0 助 0 M 3 12 世 何 塢 多 む カデ で 寸 强 12 3 す 肝 あ H 3 與 3 0 क्र 要 保 5 1= 3 3 発 3 ~ ば 保 で 固 4 3 即 宜 3 あ で t は 多 P 3 あ 3 加 疑 5 3 色 假 0 3 4 出 T 15 ひ 3 k H かっ 75 係 3 意 72 3 T 3 n 味 12 其 議 1 1: T 1 n 5 於 3 付 0 性 致 文 h 3 合 办 3 で 質 V かう T あ 准 3 必 於 3 1= 要 す あ 3 要 T 'n 付 13 和 意 此 要 h す ~ 3 発 T 12 犯 T 言 考 L 色 3 3 3 M は 柄 T す は 方 ~ 保 先 て、之 k T 発 は 往 言 法 3 頃 危 囚 かっ 1 假 申 會 13 13 次 險 から 12 第 付 办 刑 外 V あ 2 は 5 n 是 西 15 3 T T あ 0 司 等 0 12 op h 12 す 融 # 行 次 13 0 0 n 3 寸 所 3 關 者 察 方 50 \$ 2 T 1= 11 出 カデ 12 1= 村 発 で 3

M

T

出

あ

るで

T

そこで私は此息小調和法を分づて三つに組織して居ります、

一つは子供の為めの修養法、

演

唯今紹介の通り私は藤田靈齊でございます、今日計らず各位に對し此息心調和の方法を御話する

H

靈

(六一)

#### 調 和 法

息

されてあるのであります、去りながら其方法に至りましては今日まで甚だ不完全と申しては ふことが出來得るものであるといふことは、單り私の主唱でなくして、旣に何千年前から此說は唱道 係るものではないのであります、其事は追々又申上げる積りでありますが、 光榮を得ましたことを喜びます。 るか知りませぬが、事實上不完全不滿足であつて、到底一般人がやることの出來るやうにはなつて居 此息心調和法なるものは私が組織したものではありますけ 言換へましたなれば正しき息と正しき心と、此二つの調和を計る、それで始めて心身健全と n ざるい 然し是は私の 要するに自然の息と自然 根本 力 潜越であ 創に

歩をさせつく今日迄参つた譯であります。 でありますが 或動機から様々に苦心をして、遂に此息心調和法といふものを組織して之を世の中に宣傳し始めたの 居りませず、從つて多くの御方々に之を傳 爾來最早二十年近くにもなります、 へるとい 其二十年間に亘つて時々刻々に之に苦心もし、 ふことは全く不可能であつたのです、 それを私は

装だ困難を感じまするが、併し此中に於きまして最も要部であり、 やらを御話することになって居るのであります、 其傳習會なる 々に御傳 扨是れからそれに付きまして詳細御話し いて御話を申上げて居るのであります、然るにそれを唯今僅の時間に於て御話をするといふことは 中の 到底十分に御話しすることの出來ない へする為めに、 簡易な處を御實行下さる上に於ては差支ないまでに御話申上げたい考でこざいます 講和要項でいふのが、其の講話の時の順序を書たのでありまして、 ものは五日間を以て一期とし、そうして其五日間 私の養真會に於きましては傳習會といふものを毎月二回づく のは甚だ殘念に思ひます、實は此息心調和法 申上げたいのでありますが たい令皆様の御手許に差上げて置きまして息心調和 に亘つて大體の そうして先づ以 ~、情 いことに いつも 理論やら實際 は て皆様が 大概その 開て居 時 間 を多くの御方 办多 のやり ります、 項目に 13 方 0

演

きま

調和 修養法 さる上に於 此三種を混合致しまし から 法 あ 組 でき申 办 りまして其中に詳説して置きまし 織し 土臺であつて、 進みましては中傳で申 して、 て差支なきやうに説 たので、 斯 うい て、 ち 2 よつと此 4 書 n 傳ごも 物に拵 から機に應じ、 すの 3 門に て見たい 初傳とも兒童修養法 で へてあり 御入り あります、 12 ど思ひます。 斯く三種に區別し 縁に從つて ます になってから直 此の 12 初傳 n とも 組 から 織致したものでありますからそこで今日 中 4 附 かず、 ては 1: 2 傳の二種も 御やり は 初傳 あ 皆綜合して兎に角皆様が實行 りますが さ申 1= 皆斯う なる ことの 併な 云 ふやうに、 から 出 不る 方法 n 別に 息心 であ な は

(A-)

然の法則といふことを言換へたものといふ文け御承知を願ひます、 然の法則、 て御承知を願ふこさとして今は其 先づ此修養法 至らうさ 此の調 之を則ち調 和法 云ふことに の目 は決して治療强健と云ふことば 先づ調 的 和さい なる 和と申 V ふこと、 0 2 であ します 之に付きましても詳しく申上げる 0 ります。 說明 是は「 るこ は 省いて置きますが 我徒の 3 か か 5 本領」 說 りでなく かな U 2 n 心を修め 1, ばな 2 然し簡 刷物を差上げ 6 譯に 氣を養 其自然の法 n から 短に は 調 参りませ ~ 尚は 寸一 て置 和 則に適ふて居る息、 言 申 進 んて だけ n かず 大真 申 tz, 3 して置きま 之に 人た は自 は 3 境 自 0

病人 あり 3 間に十七八囘若 かい 大切なも 止りましたならば直 H 和息 を保持する上に於 12 よつど申上 呼吸 なる呼吸をや さ申 0 であ もの 難い はなな 番肝 此肺尖呼吸をやつて居つて兎に角今日健康か充分な健康でなくても、 は の人達の 我 3. くは二十囘呼吸して居ると申してあ 12 要である げますが 其の不自然の甚 0 食事は十 常に 今の多く 食物 自然の法 op 0 T ちに我 て居 って居 唱 8 かっ 道し 私共が 健康を維持する上に於て、 日や十五日食は ど申しまする 無論大事 の人が るの 々は て居 ります 則 であ しき内の一つ 其處に死 此肉體を維持し此健 に適ふて居る所の心、 元る所 十七八囘若~ で るか る呼吸は甚だ不自然の あ であり b 2 5 まかり とい なく 先づ 一であ ます、 ふことを考 ふ現象を起すことに でも別に生命に差支あ けれごも、 生理 は二十囘の h h さす、 ます、 此呼吸を我 生命を保 的 康を保ち、 之を調 0 側に於きまし へて見まするど 食事より 之を我 御承知 呼吸をして居るのは 呼吸であ 和心で申 つ上に於ても息は 17 さうして生命を持續 の通り は今日 73 12 以 3 3. 0 上 りませぬ 立場 ては 呼吸の大切であ します、 如何に 生理學では普通の 今多く であります 實に 呼吸と か から 6 不完全なが それは 72 ご大 0) op 此息と 僅 0 人 3 ~ 1. 3 がやつ 切な に十 V T か して 皆肺尖呼吸で 3 な 居 5 8 心に付 ること 分間 居 1. 先 0 ら床に 人は ので 0 つ n ことであ は 我 は は 到底 3 殆 あ な K 呼 吸 3 肺 4. は

3

是は

病氣に 呼吸は 其事も後で申します、是等は總て皆不調 かずに各 斯う 一つつ 必ず正 此方法が ない ふやうな呼吸をして居りながら我々が此健康體を保つて居らうとい は唯今深呼吸と申しまして軍隊に或は學校に於て頻りに唱道しつくやつて居る深呼吸法が 々どうに 後 ります。 で申し しくし やう か無事で仕事をやつて居 亦甚だ不完全で きかす にと希望して居るの 丁度私共は今日現在多く て自然の 法 則に適ふた ある、とい は木に縁つて魚を求むるやうなものである、 和の呼吸であります、 もの るのは不思議であると思つて居るのであります、 の者がやつて居る呼吸是で健康體を保たうと ふと皆さん不思議なことを言ふと思ふであ 12 しなけ n ばなりませぬ、 要するに自然の法則に それ ふことは實に誤り はごうい 適 でありますから 5 ふや T かっ 方で いせうが かっ 2

きには雑念忘想とい それ 念妄想といふものが に亂れて居る、 して居 から心の方はごうか るなら それ ふる 観念若くは確信 働い は 0 から 私は悉く不自然の精神作用と申します、若し我々が本當の て居るのがそれであります、 . 此調 始終働いて居るのであります、 和 狀 心 態と云ふ心の働きにな (1) 反 對 は 不調 和の 心の 心、 我々 働が散気し 不 らなければなら 調 和 は先つ此雑念妄想を退治して自 0 心 て居 曲 2 る、 しま 所が 纏まつて す 0 不 自 は 自 然の 居 の心 儘 6 の心の のと 然 0

3 此心を正しくするのは心を修むるの修の字に當り、 でありますか 熟字は心身の兩方面に用 けれざも、 和法 ど此修養ごい 5 0) それは息心 今後皆様も之を御實行なさる時は であります、 目 し全うし得たもの是が即ち真正の人間であり、此の真正の人間即ち真人となる の働きで であります、 ら吾々は常に息心調和法を實行することを單に修養すると申して居ります故、 ふ熟字には 調和法に依つて修養するといふことになるのであります。 素と此修養といふ熟字は當今一般には精神的の事のみに多く用ゐられ 古い書物などを見ると身體を整へる方のことを申して居りますが 且 それ 一つ呼 いなけれならぬことであります、それで息心調和、是が即ち修養で 種々の解釋もありますけれ 吸の から私は 方は 常に此の息心調和法を修養法と申して居ります、 誤つた呼吸を止めて たい單に修養すると仰しやつて戴きた 正しき息を以て身を養ふのが養の字に當ります、 ごも私は是を心を修め身を養ふご斯ふ解釋 正しい 自 然の 呼吸をする、 V. 何に依 0 75 から つて修養す ぜか て居 此 1= あ カン の息心調 ります して居 3

に此定氣凝神とい 思ひます、 扨是から本題に入るのでありますが、 此熟字は御承知 ふ熟字を用ひられました、 0 通り儒 者の 今日は先つ定氣凝神といふことからして御話 方で用ひて居りますのですが、 先づ定氣とは氣を養ふ、 則ち精氣若~は元氣を養ふさい 殊に佐藤一齋先生な T 見 to

(-=)

演

(EE)

疑固 心調和法 こでは私 ふことで、 といふことを説いて居ります、 の茲に る、たい 5 我々が なることは ふことの 申します疑神でい 今の心理學者などが精神の集中とか統一とか申しますが 此元氣精氣とい 出來ないのであります、 效果が現は n ふこご、は格段の遠ひである、私は常に精神の集注 ふものを養ふて、 此氣を定め氣を養ふ、 て來るのであり 次に疑神とは、 是れを固定することが ます、 是から其説明を申 魂を凝し周 神を疑し固 める、是が出來まし めて余が云ふ觀念狀態にす 出來なかつたならば 此集中統 し上 げます。 や統 一では 12

#### し姿 参

のあ あ も姿勢の通則とい けない る姿品 n 容の構 でも、 、決してし 姿勢とい ることが出 即ち姿勢、 之を正 へに ふことから説きます、 ふことは殆ご説い 勢ひが かつめらしくなくして、 來るか しくすると 此姿勢は如 なけ 斯うい n ばなら か良くする てない、 何 ふことに付て是から にして全ふし 能 32 どか 意氣銷沈の姿ではいけませぬ、又仰向い 私共は姿勢を正しうする 例 其裡に自然の へば軍隊 いふことは蛇足で、姿勢をするとい 得らるへか、 ならば不動の姿勢、 威 申上げます。 嚴を保つて居るやうな、 如 何にしたら 唯今い か 姿勢 氣を附けるの づれ ば を良 我々 0 國に 0 た傲慢の姿で は完全に て宜 口 姿勢さか 1= 申 我

ある 3 校の 不都合な姿勢のもの 於て先生から数を受ける時でも、 のでない 特殊の姿勢の方法 思つて居 のことさ 0) 0 姿勢を教 於きまして、學生などに姿勢を良くせよとい 體操法 にも或は寝るにも は 結構 は今日 實際步兵操典に のであります、 あれ は に思ひます へて居るやうであります、 が道の の學校 要するに姿勢には大きく 何 ば先づ であつて、 12 人に が甚だ勘 0 姿勢と に於ても軍隊に於 書い 以て良く 御話をして居りますが、 から 兎に 例 てあるの からぬのである、 現在に於け ば私共が 通則即ら私共が常住坐臥にいつでも守つて居るべき姿勢の 角一定した姿容ち カン 4. 出來て 或は椅子に凭つて何 ふことが と違つて 人様さ相 分つて二つある、 る不動の姿勢の 所が 居ります故我 ても数へ ありますけ 軍隊に於ける不動の姿勢は歩兵操典とい 居る、 此事はいつも私は軍隊などに 0) 對 唯今軍隊に於 てない ふことは 構へといふものがなければならぬ して御話をし 兎に角歩兵操典に N か事 n は 實際のやり方は、 やうに思ふ、 きも. 西洋流の姿勢さ日本流の姿勢さでも あれに依 申します、 務を執つて それ て居 て不動の姿勢さい つた は 3 少しは 然しそれは大抵 居る時 時 或る特殊の事柄ご為すべ 書い らば餘り多 でも、 往 でも てある彼の 参りまし 々其の歩 あります、 或は學生 ふあの 1 立つ 0 ても 兵操 0 間違ひ 隊に 方法 12 諸 のに書 君が 0) n 8 於ける は は 申 3 校な 2 3 校に 時の い 12 不 T

の三大寳が こさにな 人格を悉く言現して居るのを以ても分る、 であります、 西洋から様々 程に昔から は此所謂 に重きを置いて居る、そこに非常な違ひがある、言ふまでもなく日本に於きましての 世界無比 へば武術にせよ、 0 西洋 いて居る、それから日本流の姿勢はごうかと申しますると、 ある、 て居 の實である、 丹田道、 知れ渡つたことでありませうが 又彼 な學問 流の姿勢はどうかと申しますると、 是は我々が考 腹には重きを置いたものである、然るに斯程に迄重んせられた腹とい 一つは我々臣民が皇室を尊崇する所の心、 の人は腹を立てるどかいふて、悉く腹といふものを以て其人の性格人格を現し 藝術にせよ、 此腹といふことに付きましては近頃大分世の中に色々な説が 則ち腹道なるものがそれである、 が這入つて來、 御承知の通り我が日本に於ては此腹ごいふものを以て我々の へて見なければならぬ大切なことであらうと思ふ、 文學にせよ、 總てが西洋化した為 彼の人は腹が小さいごか、彼の人は腹黑い 、私は常に斯ういふことを申して居る、日本に 或は宗教にせよ、悉く腹から産れ出 西洋流では姿勢を正しうするには多く胸と頭の方に 以上の三者は獨り我が日本にのみ在る めに、全く世の中から忘れられて仕舞つたの それからもう一つは所謂武士道 腹に重きを置い そこで先づ姿勢を正 出 で て居ります ふこども維新以 さか すべ 腹に てある、 總ての事 極意がある T もので實 to 人は T 後 居

府時代に 異りそれに異らぬといふことを申上げて置きます。 日事新 物の中に姿勢に就ては完全に説き教られてあります、 常に私は斯ういふことを申して居ります、それは我が日本に於きましては姿勢といふ うするとい たのであるか、それは定かなりませんが、さにかく一定した方法が数へられてあり しく研究をするの、 、櫻寧堂といふ御醫者さ ふことに付きましては何よりも第一に腹から鍛練して來なければなられ、 工夫をするのといふ必要はなく、 んがありまして、 其の人が病家須知さいふ書物 今日はそれを御紹介して、 昔しから、 ちやんと極つて居る、誰が 私の を拵 說 へました、 こどに付ては今 さます姿勢も 其書

うなことがあるが、それは例外にして置きませう、踞坐とは居すはり、 ばあぐらをか 該書には 詰り 此三通りの中でざれても宜しい 平 坐と云ふときは右の三つの方法のことであります、そこで私の息心調和法を御やり下さる ふことに付きまして、 生の姿勢になって 『先づ體格を正しくして後に息を調ふべし』とある是は調息 此三通りを悉く坐と申します、 來るのであります、「體を正しうするには坐するに端直なるを要す」 踞坐、 腰掛けて居つても、 椅坐、安坐といふ凡を三通りあります、 唯今日普通に坐といふときは踞坐のことであります 安坐でも宜しい、踞坐のやり方は足の 椅坐は腰掛け 0 時の姿勢で 此外に跪坐さい ますけ どあ n 3

演

(五二)

3, 是は る、さうして坐るといふと非常に樂であります、さういふやうな坐り方を踞坐といふ、それ 居ればそれで宜 はどういふやうにすれ 唯やかま ね、兎に 載せて安坐をする になることがございますならば、 を重ねる位にし らぬやうにすることであります、 ふ具合にすれ 2 腰掛け 方が n 興直ぐさい 角普通には椅坐でも踞坐でも宇跏坐でも宜しい、 100 ら安坐はあぐら、 ることです、 宜い、それは禪なごを御やりになる御方の半跏趺坐とい 申しまするのは腰から上であります、 τ. ば宜い 5 のであります、そこで「脊骨を前に曲げるは宜し、 ふことは脊中の骨を真直ぐにしろといふのではない のであります、 膝を少しく ば宜い p とい 此腰掛ける時も後ろに あぐらど申しますると一般に御百姓のあぐらになつて居りますが ふと、 か、 開 印度などには三十六通りある、 膝をウント御開きになる、足の拇指丈けでなくして深く御重 『端直なるを要す』と書いてある、此真直ぐ 脊髓や腰髓を自然の儘にして、 御承知の通り 餘り膝をギ 寄り掛つた 2. 我々の脊中の骨は自然に弓形になって居 是は一定の型に嵌めてやらなけれ ット 附けるとい 則ち腰から下はマー 6 或は横に 併し私共にはそんな必 けませ 前 ふ坐り方で左の足の上に右 後ろに ヘウツムイ 斯う見た所で真 寄掛つたりしな na, 反るは宜し で申しますど色 若し洋服などで御 ごうでも 72 ばなら 直 要は 後ろへそり反 からずし、ごう いやうにす ひませ から椅坐、 0 ねにな あれ

次の います 要す」 しくするは良くない 姿勢の上から にする、是は脊中の骨を逆に曲 勢はごう に反りますと之を凹 ある あ 3 悲觀をしたり煩悶をしたり、 とい 下に支るものなく週身の とい 『頭は平生に偏らず、 次に とい でありますから必ず脊中の骨は前にも曲らず、後ろにも反らず、自然の儘の形が かど申しますると大抵は凹 ふたのであらうと思ふ、 ふさ、 て下腹を前 1. 「首はのび ふても甚だ良くないことであります、 一番大事なことでありまして先づ下腹を前に出す、 育さい 脊髓なり、 肩は自然の儘に下げて居るやうにせねばなりませ へ推すやうにすれば、臍の下に力入り たるがよく、 ٨ 斜らず、 力 此猫春も げて居るのでありますから、斯ういふ人は能く脊髓病なごに罹ること 頸髓なり、 臍の下腰の 悪いことをして居るものは首垂れて居る、其首垂れるとい 若し前に曲りますると猫脊ごいふものになります、 脊 肩は低たるがよく、 仰がず、 になって居る、 凹脊もごちらも不自然であ いない というに在ることを覚ゆべし』とある、 髓なり、 伏さす』とある是は 首は眞直が 姿勢を良くすると云ふと大抵はそり 此 自 急こと悪し」しどある 然の儘にして置く 宜 下腹に氣充ち、 い、それから肩を斯うい 頭は眞直 ります、 下腹を出すと申 ø2 それ 所が ぐにしろとい とい か 唯今の ふのを 、是も肝 息も臍下に至き 是はどういふ ら極大切 多くの それから後ろ 「端直 反 宜しうござ ましても無 か ~ 0 人の TI 3 姿

(七二)

演

(JL=)

居つたら屹度精 結構なことであらうと思ふ、 くらねばなりませぬ " + して居るさか 神も紊れて來ます、 いふことではなく右様の姿勢の型に依り、 如何に精神の方を丈夫にしやう、良くしやうと思つても、 精神をしつかりしやうとするならば先づ姿勢か 斯うやれど御教 らして正 へ下され 姿勢が崩れて たら大層

う云ふ人には 特殊の方法をやら やれな たのであります、 に限る姿勢であります、 特別な姿勢であります、 今病氣が んで心 い人が ふ人に健康體 なく トの 3 あ 12 2 てもいつか病氣に罹る素質を持つて居る極く虚弱 のは姿勢の通則で次に 出張 それか 8 せる、 の者は さう 心下を引込めて下腹を出すやうにしなければならぬとや て居る人が それ ら又變則 いふ人は大勢の者と一緒にやるこ 或は學校で體操をやるやうな時なご各々特殊の姿勢の方 例せば軍隊に於て氣を附けエ 73 1 を變則 甚だ勘 現に胃病と とい とい ふこごもあります、 は別 ふたので なくありません、 则 か腸の悪い者は無論 . 2 1. あります。私の方で申しまする 五 0 といふ姿勢をさすることが から あ 之をいつも私共はやかまし どの出來 是れは體操などの 3, 是は 0) 0 250 人で 3 色々 やうになる迄、 あ 15 さうでなく ります、 特殊 かまし 時 でも大勢の 0 法 ある、そ であ か どをや 其人 世の 申 7 南 3 限り 中 それ 2 12 ふ人 下 或る 0 腹

(-E)

十歳になつて薬を飲んだことがない にして若し下腹が やうにする、その一種の方法、それを變則と申すのであります。下腹の引込んで心下の したならば今度は息をする方法に移ります。 いふのであ 腹を私は犬腹さ 扨ちよつど出來ないと見へます、 ります、斯うい 引込んで心下が出 申します。 ふ犬腹の人が なせかと云ふに極く健康の犬は必ず下腹が引込んで居ます、そこで人 とい て居るならばその犬によく似て居りますか そこでそう云ふ人にやらせ あるならば早速改良して人間腹 ふやうな人は先天的に腹が て、 出來て居る。 先づ心下を引込め にし て戴き ら、そこで之を犬腹 そこで姿勢が 72 20 處の て下腹 出張 出 カラ 八九 T 出 間 居

## O調和息法

やつて居る たも ばその呼 らばそれ のであるかと申すに、 ありますか は決 吸の 呼吸には呼吸の した H して正しき呼 ら是よりそれを説明致します、 的とは何であるかと申すに、 如く私共の息には正 目的 先づそれには呼吸の目的と云ふことから御咄しせ 吸でなく といふものがある、そこで其呼吸の目 從つてそれは不自然の息といふことになる くそうして自 唯今では呼吸の 扨ごう云ふ息のやり 然の法 1 目的は か なう 方が正しくして自然の法 た息のやり たい酸素を吸 的を全ふすることが ねばなりませ 方と、 ので ふて炭酸 その あります、 出 反 瓦斯を吐 則 對 私共の 0 契かなう いな

であ ては空氣中の窒素を取つて之を我々 になれな を意味して居るのであります、吾々 であり つの 液 へること すのであ る、そこで天は私共に内臓刺戟の鍛錬の方法として洵に ければなりませぬ、 は又營養分の吸收であります。 臓や腎臓を言ふばかりでな 0 B ふことであります、 へられ 的 環 かず を良 1 あります。 3 て居る方法 而して其刺戟を與ふるの方法としてはたい手足の運動な 則ち此内部 3 U. くすること、それ 一つは血液の循環 ふこと文けにな 先づ呼 言換れ それはどうするかとい かず に在る機 即ち正しき自然の 吸の 1 ば内臓の細胞に 關全體 目 から次は内臓の機關を鍛錬すること、私の申しまする内 つてありますが 食べる物は何でも宜しいが、食べた物の中にある滋養分は悉く攝 の體內に於て變化することであります は内臓に充分に刺戟を與ふることをしなければ 其外肺なり心臓なり内部に在るもの悉くを内臓と總 を良くする、 的 は 0 酸 細胞に 素を吸ふて炭酸瓦斯を吐出し、 呼吸であ ふさ、 活 動 對し 則ち唯新鮮純良なる血液を拵 させ 胃腸を健全にすることくモ ります、是が第三番目の呼吸の目的であります、 T れは 適度の ることであつて、此の活動 甚た幼稚な説 申 分なさ 刺戟を與へそうしてそれを丈夫に もの どの間接的 であつて、 かう さうして新鮮 (然し是に就ては今弦では 與 25 へたならば、今度は ゥ 0) 一つは 8 洪 n 此呼吸に 13 ので甚だ不充分 則 して真の 稱 純潔なる 私自身 肉體の は胃や膓 は 健體 する そ五 其

演

第

吸に ば決して自然の呼吸でない、正しい なる 呼吸 申上 依 (1) は つて右の五つの目的を全ふすることが出來る 0) か ぞうい 目 げ兼ねます)兎に角さういるやうなことに依つて滋養分を多量に吸收する 、是れ亦呼吸の目的であります。最後には腦及び腦の神經中樞を健康にするとい 的の一であります。そこで此五つの目的を全ふすることの出來得る呼吸 ふ方法 であるかと云ふことは是から御話し致します。 呼吸ではない、正しいそうして自然の呼吸である のであります、 然らばその五 2 0 ことの 法でな 目 限 りは 的 出 かっ を全ふし得 必ず其 つたなら 呼

# 〇調和息の方法

のを組織する必要が出來て來たのである。 から、それ て、 P 正 調整呼 正しい息にするに就ての方法で 12 知らぬ を是非なほさねばならぬ、そこで其誤つたものを正たすに就て茲に調整呼吸の 天より與へられた其儘をやつ 然の 息の方 古 は 何である へ古 法を御話 へ時代か か、是は今多く私共のやつて居ります ら外しい しするには、先つ以 あります、所が是れ 間に渉りて次第 て居れば法則などは茲に考 其原則 とは胸充、 T 調 整呼 k に就ては昔か 12 腹滿、 に誤りたる 吸 0 原 呼吸が誤つて 漏氣、 ~ 則と云ふこ 3 5 必要が 別段 呼吸をするやうに 充塞、 1= 居るか 75 法 3 膨滿、 4 則 か `. なぞが らそれ 原則なるも な あ 73 つて から 6 で は 12

りはありませぬ は皆様に是非すつかり覺えて戴きたい、 の六つであ それが出來たならば膨滿、 3 息をする 時は 必ず胸充、 緊縮といふ方法を以て吐出すことになるのであるそこで此原則丈け 是丈けお知りくだされたならは 腹滿、 n から息を吸つて吐出す時迄に 正しき 呼吸の仕 漏氣、 方に 充塞と云ふが

氣を與 办 來て居ります、 ばなら れを今日 如何なる だ誤つて居る、 いて居 これで鼻が要らなくなる天が鼻を塞げてやらうといふので鼻を塞げ へて下さる、 n から原則を説明致しますが 私共が鼻の病氣に罹りましても、 る人が の人は誤つて鼻を使はずして口から息を出して居る、 7 、今日でも息を吸ふ時 くした空氣の中で呼吸しても徹路は這入つて來な ある、 之に付ては詳しく申さぬでも御分りのことでありませうか k 鼻茸とい の鼻は天から呼吸器として與へられて居る、 あいい ふ病氣が ふ人は口の中に微菌が は鼻から 2 ある、 n 、吐く には 天から與へられました所の鼻を使えさ 是は何の爲めかとい 先づ順序として、 時は口から吐けどいふやうな説がありますが 這入つて居る、 能く道などを歩いて居る人は大抵 息は 此鼻さへ使つて居りましたならば ふせ、 いやうの設備が さういふやうな人に 1114 我 たのだ、 からすると云ふことを説 なが でら大 口を開 略 又鼻加 へすれ チ T + t 2 て呼 は天が かかかす 0 して居 中に出 ふの 0)

力

病氣は治つて仕舞ふ鼻加答兒、 口を結びて鼻から息をするご云ふことは極めて大切のことであります。 鼻からすれば必ず治つて仕舞ふ、 いて居る人は精氣が口から逃げて仕舞ふ、 鼻茸などは臀師に切つて貰つても容易になほらぬが 又我々の精氣增進に就ても此の鼻から呼吸が 口を結んで鼻から呼吸する人は生氣が充ちて居る、 必要であ 此 の正しい 質に 口を 息を

引きそうして腹を引込めてやるのであります、斯ういふやり方にしますと肺尖を痛めることになるか さは肺の であるから肺尖に黴菌が來ると直ぐに繁殖する然るに、 するやうな息の吸入れ方を爲さぬやうにしたいのであります、それはどうすれば宜いかと云ふと、 多くの右樣の深呼吸をやつて居る處がありますがそれは大に考へて頂きたい、であるから肺尖を壓迫 の鑽骨で肺尖を壓迫する、其の壓迫の為めに血行を益々悪くするのであります、學校でも軍隊でも常に in 此方法は甚だ不完全である、なぜかどいふと、 に罹る人は大抵肺尖から侵される、此の肺尖といふ所は極く血行の具合の惡い弱い所であります、 か 行はれて居ります。 中一杯に空氣を入れ充たすことであります、 ら愈其の原則に從つてする息のやり方を説明致します。先づ胸充、 是はどういふやり方をするのであるかといふに、 私共の一番弱い所は肺尖であります、 以前から學校や軍隊に於ては、 右やうの呼吸をやりますると、 肩を高く上げ後ろへ强く 腹 満か ら説きます、 唯深呼吸ごいふ であるから 呼吸毎に肩 胸

をたい ならぬと云ふことに ら必ず肺の中一抔に空氣が這入つたざいふここが出來ましたならば下腹が膨れて來るのである、 充つるご肺底が擴つて來る、 へましたならば腹滿になる丈けに胸充をしなければならぬ、 膨れて來る、 少しく上に上げる心持でそして胸を少 何故に下腹が膨れて來る なるのであ 其為め 3 是は非常に注意を煩はす に横膈膜が下に下る、それが爲めに下腹が かご申すご、 し出すやうにする、 胸と腹との 下腹が膨れる丈けに空氣を入れなければ ことであります。 間に横膈膜がある、 それを少しく長くやつ (未完 膨れて來る、 空氣が肺の中 て居るご下腹 であるか 言換

#### 馬 糞 越 幾 斯 傷 對 3

0 凍 1: す 價 値 土 M 種

次

郎

凍瘡 毎朝の冷 及んでは外部より 手足洗滌後は之が 之を制限せしむるを以て第一の要義なりとす、 苦心せらるへ のみならず、 とな 輕度の の療法 絆創膏を以て固定するを最も有効なりとすと雖ざも 水摩擦法 刺戟性軟膏例へば水銀軟膏の貼用、 は血液の循環を促進し 特種 所あり 經濟上の關係亦至大なるを以て當局に於ても既に數年前より此等の豫防及び療法に就て を刷行 の被服を供給することなく、 拭擦を完全ならしめ以て温を生せしむるに勉め、既に不幸にして、 の刺戟傳染を避くるの目的を以て亞鉛華華攝林の如き軟膏を布片に攤して之を貼用 我が千葉監獄に在りても可及的簡便にして彼等囚徒をして役業を休止せしむる せしめ、 本症の發し 静 脈の欝血、 たる者に對しては沃度丁幾の塗布 單に豫防法とし 或は熱氣療法を適當なりです、 從て Bergmanu. König 浮腫を减退せしめ、 徐來監獄内にありては戒護檢束等 T H 延て壊疽を防止 數回約十分間時宛の摩擦法及び 等の唱道せる 其外局部を清潔にし 硼酸軟膏を貼用、 壊疽を現はすに 四肢の學 或は 0) 障害ある 擦入 温

計らず を爲さしむる等の療法を施する、 醫多紀安元 机上 に横はる一書に注目し、 丹波元惠編輯の廣惠濟急方なり中 年を追ふて本症患者の増加する 之を見るに、 今を去 る約 百三十餘年 が如き傾向明 前 即ち寛政元年開 なる を以 て、 焦慮の際

資

凍、指 欲、 喳、 00 症には馬糞を煮 て其外 0. 內、 ~ 指・を、 潰、 すい 2, 半、 H. 1: し TI

記 h 叉正 徳二年寺島良安の 著 書和漢 三才嗣會を閱 する 1=

破、 中 粪清、 草 晒 也、 以藥、 用、 用、其、 製有數品 一法以竹筒入甘草干 內竹木塞 兩、 頭、 冬、 月、 浸、 糞 紅中 立、春、 取出 風、 處陰

行。 大熱狂 走解賣及 --> 切。 毒治、 恶。 療及毒 箭、 痊、

なり を以て を思ひ起し なる 法 者に據り、 たるも、 の古 より 後者に從は 厩舎の馬糞を集め來りて、 行 はれた んか其薬液 るを見る、 の製法極めて簡なりと雖ざも急遽の求 大に喜び直 次の如き方法を以て之を精製し、 に之等の 方法を取 我が 囚徒 其液汁を塗布せしめ め に應ずる克はざる 1= 應用 h

馬糞越幾斯の製法

第

(九三)

業

第一回

第二回

るものには更に同量の常水を加へて攪拌しつい大約三十分時乃至一時間再び重盪盞或は炭火上に裝置 は前遮液に して養沸し を製するに當り 為なり 最も新鮮なる糞塊八個乃至十個を收め來りて之を適當なる容器中に入れ、常水一千五百立方「セン 重に疊折したる濾布上に傾流して充分なる脈搾を用ひて濾過し、 ル」を注加し、 混和し、三度之を煮沸して全溶液約五百「立方センチメートル」に至らしめて止む、 冷後前囘操作に使用せる濾布を以て壓迫濾過すること前の如くし、 ては可及的室外に於ける適宜の場所を撰定するを良とす、 重盪蓋上に、 若くは炭火上に載せ全く糞塊の引水崩壊せるを待ち、 其濾液を他器に移し、 之れ臭氣の甚しきを避けん 茲に得たる所の濾液 之を冷却 殘渣せ 本液

## 試験の方法、

種厳感性臭氣を放つて以て本液を患者に塗布せしむるに先ち、更に之に一〇%の比を以て「かりセリン」を加へ、臭氣の幾分を戦 本液に初めに濃稠にして微弱なる「アルカリ」性反應なな呈するし大氣に腸るゝごきは漸次其性を變じて微弱酸反應を現はし、 はしめんが爲めに薄荷油の適當量を混せり、

2、本症患者の第一度乃至第二度に於けるものを調査して毎日二回朝夕に於て之が途布を勵行せしめたり、 試験の期目は大正元年十一月拾五日より大正二年二月二十二日に至る壹百日間

試用人員は五百四十三人 は工場出役者にして他に八一人の分房拘禁者を撰めり其役業に悉く麻芯、 眞田、經木工、 棕梠工. 二二六人 一五八人 七八人

全經過壹百日間を四分して第一回乃至第四回さして其成績を檢査せり、 下駄麦、 經木編なり、

氣溫に各二十五日間に於ける毎日の平均溫度を集めて之を加へ二十五除して二十五日間に於ける毎日の平均溫度となせり、

第二回 第三回、 二十五日間 四十度四分 四十三度六分 五十度一分 四十二度六分

毎回に於ける本症患者數

第三回。 第四回 第二回。 第一回 五四三人 二二〇人 一六四人 一六八人 九一人

更に此毎回に於ける患者の敷を役業によりて細分するときは次の如し

第三回 第四回

智

廊、下駄表、經木工(分)	機機工、	標格コ、	真田、經木工、	役業	第三囘の調査に際しては	Pł.	麻。下歐表、經木工(分)	機織工、	棕梠工、	真田、經木工、	役業	第二囘にありては、	The state of the s	麻。下駄表、經本工(分)	機織工、	徐梠工、	真田、經木工、	役業	第一囘に於ては	尚目毎囘に於ける成績に徴するに、	Nr.	廊,下駄表、經木工(分)	機織工、	棕梠工、	旗田、 經木工、	役業	三、成績	以上に述ぶるが如き順序によりて實驗し得たる所の結果を表記すれば左の如り	at-	麻、下駄表、經水工(分)	機道工	棕梠工	真斑、經水工,
110	MO .	10	†ô	患者數		一六八		四五	를 동	出出	患者數		九一	_t	HO HO	<u>_</u>	IIIO	患者數		徴するに、	五四三	. 八一	一五八	七八	二三六	患者數		によりて實驗し得	九一一六八	一七二四	三〇四五	一四二六	川〇 七川
ì	110	九	ħ	治者數		_ 1	a H	10	1	£	治者數		ħ	£	=	1	-				- OX	九	四三		===	治者數		たる所の結果を実	0111	110	Off	10	<b>☆</b> ô
二五"0%	HH. H%	九0.0%	八三%	%		八九%		111711%	ı	六八%	%		九1%	九四%	九七%	P	六、七%	%			一九九%	二三、玉%	二七、二%	三0、八%	九、七%	%		公記すれば左の如う	<b></b>				<b>六三</b> 二二六

計

100

二九

料

# **穹四回の最終に現はれたるものは**

ît.	廊、下駄表、經木工(分)	機織工、	棕梠工	眞田、經木工、	役業
一六四	110	五三	六	六二	患者數
五五五	九	111	- <del>I</del>	10	治者數
三三五%	四五、0%	三九、六%	五三、六%	一六、一%	%

にして工場出役の棕梠工に從事するも最も良效を奏し、機織工之に次き、 分房に於ける輕役坐業者

又期間内に於ける治癒の比も此の順次に一致す。

第三位にあり工場出役の坐業者最劣なるを見る。

雖ども第三、第四と囘數を追ふて氣温の低きに拘はらす却て治癒率の増加するは一見奇異の觀なき能 はざるも、此れ毎囘本症患者を調査計上するに當りて未だ治癒に赴かざる前囘に於ける患者の引續き て前囘に比して温度の下ること六度四分、而して治癒率の八、九%を現はす、 第一囘試驗時にありては氣温五十度にして治癒率九、九 を示し第二囘時は氣温四十三度六分にし 其れ自然の結果なりと

算入せられて自ら本越幾斯塗布の度數を重すること多きに歸因するものならん。

# 四、他薬品による効果との比較

ベルッ皮膚液を以て本液使時に於けるが如き要約の下に實驗したる結果に對比するときはベルッ液の 此を奇性加里一、○「グリセリン」五○、○「アルコー ル」三〇、〇蒸餾水一二〇、 ○より成る所謂

<b>計</b>	麻、經木、丁駄表工(分房)	麻、經木、下駄表工	洋戴靴、機織、指物工、	役業	
四九二	八七	一六四		患者數	
一五九	74	五六	杏二	治者數	
3011.11%	四七、一%	三四、一%	二五、七%	%	

役者と等しく奏效本越幾斯の著しく劣るを認む 尚日各試驗時に於てベルツ液により現はれたる成績を別記するときは、

者の稍々强役に服するものにありては却て此液に勝るを見る、

叉工場出役者中にても輕役者は分房就

工場出役

即ち一百日間の全經過中に於ける治癒率に於ては馬糞越斐斯は遙にベルツ液に輸するも、

役

第一囘試驗時に於ては

悲看數

治者數

%

此を毎回に區分するときは、

役樂	B†	麻、下駄表、土木工(分房)	麻、下駄类、經木工、	洋裁、靴、機織。指物工、	役 業 .	第三囘時には、	#t	麻、下駄表、經木工(分房)	麻、下駄表、經木工、	洋裁、靴、機織工指物工、	役業	第二囘にありては	B	縣、下肽表、經木工(分房)	雕、下駄表、經木工、	<b>荐戮、靴、機織、指物工。</b>
患者數	一五九	五五	三六	九八	患者變		一四八	110	七五	五三	患者數		四九	Ξ.	. 1111	
治者數	四七	- <del>-</del> 7	九	ilo	治者數		HH.	1111	10	10	治者數		四一	- t	==1	
%	二九、六%	七二.0%	二五,0%	二〇、四%	%		11117111%	六五、〇%	- 111-111%	一八、九%	%		八三、七%	五八、三%	九一、三%	九二、九%

麻、下駄表、經木工、 洋裁、靴、機織、指物工、 廠、下駄表、經水工、(分房) 一三六 =0 =0 七六 五八 === 六 九 五三、三% 四二、六% 七〇、三% 二五.0%

資

による收効の順序は前者の 度を碱じたさき最も降り、其より囘を追ふて増加するは前越幾斯應用と異ることなし而してベルツ液 にして治療率は馬糞越幾斯に於けるが如く第一回の氣温高きときにありて最も多く第二回の氣温六

1、工場出役强役者

2、工場輕役者

3、分房輕役者

なるに反し

2、工場輕役者

3、工場强役者

1、分房輕役者

を現はすを以てを異なりとす、

又硼酸軟膏の十%よりなるものを用ひしに、 分房に於ける麻、下駄表、經水工にありて、 患者數 一七八人 治癒者

三八人 既二一、三%

(七四)

八八六

-O.图

0、五

O. I

計	第四回	第三回	第二回	第一回	回期
八三	四四四	<b>杏</b> 王	四五	. 二七	患者數
ラ	0.10	t	Ħ		治者數
=17=%	二二.七%	1 1 1 1%		五九、三%	%

能はざるも分房輕役者のみに就きて上記三方の結果を對照するに、 茲に最も遺憾とする所は此軟膏を工塲出役者に投與せざりしの點なりとす、 從て全般を比す

ベルツ液 硼酸軟膏 馬鐵越幾斯 治癒率 同 同 11.11% 四七、一% 二三、五%

にしてベルツ液に比して其效果約其半量に等しきも硼酸軟膏よりも稍々良價あるを見る、

五、馬糞越幾斯の本症に有效なる成分、

家の等しく知る所の如し、 を以て空氣能~其間に流通し、隨て分解速かなるのみならず、發熱して土地を温むるの效あるは園藏 曲 來馬糞は稻垣乙丙博士の記載せらるくが如く未消化の植物繊維を含むこと多く、 其織成輕粗なる

其含有せる成分の如きは同じく稻垣博士によれば、 九六 有機物 三六 三四 加里 ==== 曹達 石灰 苦 土

Worfに從へば、 水分 七六〇 有機物 加里 ----窒素 四、五

又佐々木祐太郎學士の檢査によるときは、

にして其含有成分に至りては諸氏の實驗に於て著しき差異あるな 七五七 二四三 四四 有機物 窒素 三、五 三、五 加里 一、石灰

本監使用せるものは此の煮出越斯に更にグリセリン薄荷油を加へたるものなり、

果に伯仲するものなるを以て大に使用するに足るものなるを信ず、(完) れたる所なるを以て本越幾斯の凍傷に有效なるや明かなるのみならず、 此等の成分を含有する所の薬品は既に Billroth Weruher 及びベルッ等の諸氏により 以上記載の如く硼酸軟膏の效

そ能く其終を完せんや

## 諲

# 處務片言(其三)

文書 綱領 は入出監の手續なりとす始を慎まずして寧 監獄事務の始を為すど俱に其終を為するの すべし公私の區別は全く茲に在 官に居るもの は其事を先にして其食を後に 在廣陵

戒護 能く駻馬を御する者は街勒 收入工錢の多き耳を以て作業の目 均ふし馬心を和らくを努む濫りに鑑策を用 からざるは勿論なりと雖も衣食費と雑費を ひて人心を和ら げざれ ば徒勞のみ て不可なり を正し て馬力 的とす ~ 30

會計 も根據を確め諮憑を求め費目に

> 領置 腰卷を風呂敷と記し犢鼻褌を兵兒帶と書す 法條に照すが如くなるべし

基きて處理すること明

秋官の事實に依りて

るの類は物に對する觀念の厚からざるに因 る而も責任は物品 の價格に依りて輕重ある

用度 遠を発れます平生運動散策の時 見積書を徴して物價の高低を知るは ことなし

に於

て店

M

尚は迂

教務 口舌を以 誠意 に就き確 を以て荆棘を拓け て心田を耕すことを休 置く べし め 須 5

醫務 ざる傳染性疾患は危害一層重大なれ て装飾品で爲す莫れ 肉眼に觸 ばなり n

我が親愛なる看守諸君、 諸君が眞に己が職分を 四

ける 志士吉 所謂共鳴を感せざるを得ざる所にして、彼の諸葛 ことを得んや、如斯は即ち今日の言葉を以てせば、 分の何たるを解する時、誰か又此感を同ふせざる 止むに止まれの大和魂と言ひしが、人一度己が いるべ 一片耿々たる報國の丹心は、緩へ難きを歌ふて、 が良心の最も嚴責する所、 で、 0 n きを痛威するに至らば、諸君は茲に自ら進 **壯烈なる忠誠の精神は、** 田松陰は、縦へ我身は獄中の露さ消ゆるも 師の 大 して之に向つて忠誠を盡さいるは、 表に於ける、又楠公の櫻井の驛に於 和魂で、 力せざる事を得べきか、 根 のも 天人亦決して之を容さ のだらず 何れも皆此の止 曾て勤王の T 何 L 0 n

為す所にし ふが如きは、 8 他人 るなり、 0 之れ 鞭撻命令に餘 是等の人物に向つて忠義の奉公を 由ある其の人格者は決して之を まだ奴隷的 儀 根性を脱 なくされ て、 せざる者の 1 從

(九四)

予は看守諸君と語る(七

なり、 果を生ずるに至 に自由無き時は、 を竣たず、 るが如きものにして、 持する されど義理人情を知りたりとて、若 吾人は元より義 恰も牛馬に向 る、豊に懼れざるべけんや 循は牛馬的沒情沒義漢 理人情を解する人格者 文の無理 つて義 たるは今更言 人情を要求す たる し人格 0

慾の囚 大なる しむ所なり、 之を一言に盡さば、 大なるべきかは、 して此自由無きことの如何に人心に及ぼす不幸の て此自由 奉公を期 ざるを指 夫れ人格の自由さは、何を意味するかと言へば、 にして、 はれ だけそれだけ ・福の最 より放 を得ん し得るも 要は人格 て言ふといふも可ならんか、 かに在 何人もよく經驗して自ら大に苦 又此自 のなれ 容易のものにあらず、 なるはあらず 先づ私心私慾の肉情に、 n の自 は、 、惟ふに人は其私心私 由ありて、 山を得るの途は、 問題は即ち 八格の 8 其本 由 めて忠誠 然り而 を得る 如何に 福

夫れ 般を瞰 にあら 困難を破りて能 にし るも 他にあらず る力を用 らずんばあらざるなり 業 薄 茲に於てか h より 感激の情 0 0 T 2 T す之れ 其割合に義務若 放たれ ふる せば、兎角に權利思想のみ 能を呈するに n 3 12 を來す 即ち人をして其 か か提唱 換言すれ しむるもの 其自 平衡を得 や利 曲 て此 13 熟々今日 報謝の 及 ざるは 頑固なる私心私慾 まざる所以 はざるなり は もあら 規則にあらず命令 感 白 0) 念の甚だ微弱 はよく發達す 0 からざる非情 6 如 頗る强大な 竟我 亦 痛嘆す 0) は て若

之れ て、

0

から

~

8

面倒 せさる 因 か 只 3 0) に在る者とし を識ら き仕合 務 貰ふ者 如か同 るこそ常然の 時に が何故に 0 5 献身 てまだ之を調査研究 h 0 何なる地位たるに論無く 魂なる力の 關係 す 感戴の も之を ならざるを得ずし するは即ち是れ ざるを遺 、之れを通俗に言へば、官公職に在る者は 亦天恩に報ゆる所以たるの自覺を得ざるべ 意然の心掛と言ふべく、而しての身の之に置かれる者たるを、 、光榮ある生涯に置 ても 官公吏たらん者は宜しく先づ、我が職分 公の忠誠 心あらんか、 忠誠の む所を言はしむれば てせば、 て、奉職勤務すると云ふのみにては 恰かも相互契約の如 潑 心域とす たるも 奉公は期待し得ら す すも るに T 御恩報謝の念は固いなって著しいる者たるを、深くい 親に孝たり、君に忠たり 号も かれる者 所謂 桎梏 我は即ち奉職さし T 3 かっ をれば 從て最も難有 かい 12 あら 固 れざるな も官公職 T む、自由の私心私 まれ 固より し果し あら 一己の 感蔵す ずね T T 其

0

正六年二月中入出監並月末在監人員

(一人人演)

勞役場留置者 事被 告人 女 男 四七、八六二 內朝鮮人受刑者男三四人刑事被告人男一人ア 五二、一八〇 五〇、一一九 二、〇六二 三、七五一 五三五 員 九、六〇七 八九三五 四三四二 四、三二二 六七二 九二〇 <u>pg</u> 15Z 八七三一 八×一四 四二四 出 三九〇〇 五九〇 六九一 一六 誕 五三、〇五六 五〇九一三 四八、二九三 二、一四三 現 三、九六九 七六四 員 30 五二、一八〇 即ハ援助法ニ依ル拘禁者ノ別能ナリ 五〇、一一九 四七、八六二 現別元末日 二、〇六二 三七五一 五三五 1111 五三、三一五 四七、八九一 五一、〇九九 末日現在 二二六 四、四六九 九一九 三六 前月比較增 二一八 四三一 七九四 三九 八七六八△ 八二 = Δ Δ Δ Δ 前年比較 二五九 五〇〇 一五五 四01 一八六 七三 六

女男 刑 本表中外國人ヲ國籍

=

3

ツ區別

ス

左

i

(-Ii)

三一四者

刑事被告人

三十計

奈大 覧 秋 山 齊 盛 室 福 山月山夏阪都田形森岡城島鴻澤阜所津屋岡府野 品 <u>北</u> 型 一 二 三 三 二三英盟立元登入天天天 壹哥二國景三量人O 石二 E 元 太國 | O 三 二 人 O - 人 | - - - 王 四 - 三 - | | - | | - | | - | 高岡 - 東三 同門 三 二 つ 三 三 元 七 回 | 〇 三 二 八 二 

き え き 八 三 元 二 計 者 一月末在監者 空公三里世间 | 12 男事 一六六 | 四二 | | 五 | 女 查查是显宝只 | 1 面 | 計人 13 | 1 元 三 人 元 二 五 | 1 五 | 計 者 \_= = -

三十二三二 | 三元

公立 电 元 元 元 元 元 計 計

調	禁			刑		役		懲	
二三五年年以以以下下下	华立年	十五年以上 期	計以	六月以下	年 年 日	年 3	近年以下	十五年以上	無利利 期名 期
七三十	- F	1.1	四六、二三七	三、七八九	八、七三四	カーニニ	九二七〇	七八三	四六三男
111	1.1	1 1	1、八三六七二	二六	三七四	二七四	三二六	三三九	三女
七三十	- 1.	1.1	四八、〇六三	四,00五	九。一〇八	六、三九六	九、四九六	八二四六	四八三計
七三十	- j	1.1	四七、七一九	三、八七三	九、〇一九	六、三七二	九五〇三	一八八三	現前 四 月末 一 在日
<b>入四</b> [	- 1	1-1	四七、六二六	四回一〇	七、三三〇	六二二四	九八九四	1,0公二	末前 四 日 年 同 四 四 元 月
111	1.1			11111	△ 八九		口 上口	五七	前月 上 映 理
1	11	1 1		△四○五	一、二二三	-		八四九	前城 年 上 中 上 較

大正六年二月末日現在受刑者刑名表

(人人城)

兒 館經島崎本質分開崎漁知由松島江口島 ラニラ豆 - COM - CO 1、2000年の元 2000年の元 200 水屯豆豆虫三人豆豆 三十三六九六百八三八量六 で、東京

									法						~~	~~	~~~	刑			
	其他	略取及比誘拐	住居ヲ侵ス	放火	題	匿及醫想湮滅	公務執行妨害	<b>透</b>	<b>逮捕及 L 監禁</b>	嬰兒殺	殺人	傷害	重婚養沒及七	~ 環	偽證及上誣告	印章促造	<b>参</b> 館造 有僧題	通貨館造		酸物ニ関ス	横
四五、九八九	二〇九	七五	一七一	一三五〇	11111	三八	五〇	二五	10	HO.	二、一八九	一、四八五	三五五	五三	401	四三	1,1104	1111	四六	五四九	二二四
一、大三二	- =	九	4	二四九	1	-	1	六九	=	1111	一八〇	1111	一九	4	四四		二五	=	1	= = =	二六
四七、八二一	HIII	八四	二七二	一、三九九	1111	三九	五〇	九四	III	一五一	二、三六九	一、五一六	四川四	五三	111	四三	1.11111.1	11111	四六	五八〇	17.11四二
四七、四八三	三三四	九〇	一七四	一、三九三	二八	四八	四九	10回	四四	一七七	1111111111	一、五五〇	三五四	五二	1111	四一	一、一八九	二三九	四二	五八〇	二三八
四七、三〇七	一九七	40	ーカー	一、五三四	四九	四三	P9 P9	七三	_ Ii	一七七	二、四六八	一、三六七	1111111	六二	八二	四八	1.140	一八八	三八	五 二 一	11.0回二
三八	Δ -	Δ *	Δ -	*	A #	Δ	1	Δ IC	Δ	△ 114	四十	△ ====================================	△ 110		Δ		四二	Δ		ı	
五四四	三五	<u>-</u>		三五	二六	四四	六	===	ш	二六	九九九	一四九	III	九	二九	Ħ.	六一	二五	八	六九	1100

		年者受齢ノ刑	30	者を	是州	合	拘			刑		
能	大正	二十歲以上	十八歲未滿	Et .	果犯	初	B†	留利	Et	三月以下	六月以下	<b>一</b> 年以下
五、六八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	大正六年二月末日現	四二、五一〇	一、六八七	四六、二二七	二八、八〇四	一七、四二三	四六、三八四	104	五〇	=-	四	四
二十二八八十二八八十二八八十二八八十二八八十二八十二八十二十二十二十二十二十二	末日現	一、六五八	1 11111	一、八三六	六四八	一、一八八八	一、九〇九	七三	1	1	1	1
五、大九六二二六八九三二六八九三二六八九三二六八九三二六十二六十二六十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	在在監受刑者罪名表	四四、一六八	一、八一九	四八、〇六三	二九、四五二	一八六十一	四八、二九三	一八〇	五〇	H -	四	四
二五、五五 現前月末 二、五五四 在五、六八八七〇	刑者罪名	四二、八九二	一、八一六	四七、七一九	二九、四三六	一八、二八三	四七、八六二	1011	四一	10	四	<b>*</b>
五、六三六 二、八三六 二、八三六	石表 (A.w)	四四、二一一九九六	一、六八四	四七、六二六	二九、八〇九	一七、八一七	四七、八九一	1100	六五	Title	一六	М
前月比較 一四二 二〇六 三三二	<b>巡</b> 三 一	一、二七六△	#	三四四	一六△	三二人	四三一	七八△		4	1 4	Δ =
前年 二二五九 三二五九 五七 八	四011	三 四 三 0	三三五	四三七	三五七	七九四	四〇二	110	五	-	==	1

策を廻らすべ

き根本の落ち着きが

手つ取り早く再び犯行を重

は勿論行 5 が爲めなりと一概に断言する思ふ試に問ふ疾病の癒之ざる 一説であらうが 育かあり ない 以 他に述ぶべ 刑及び出監後 犯を防遏する らだ」と答 の保護 には明 支け どあ では解決せら 判官 ことが出 成程それ

寄

犯罪者は きかに就て 何故 に前科者 昭君 與

T は治療の徹底せざる の力が の裁判を要する かなくてはな 來得るであ 論に渉 1. 郎 探 3

付け

へて言つた。

の在

盤中

心に止まつ

どの出來た

てゐる。

は安逸を貪

るこ 威謝

待遇に

どが 加

無いのみならず囚人は監獄

に見られ

ようか、これも行刑 威謝である。…… 言ふまでもなく

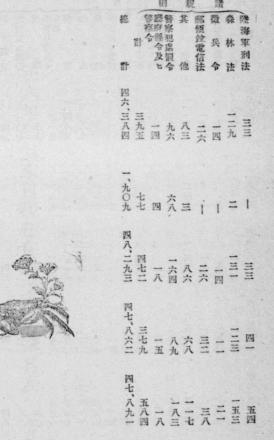
徹底し

たも

の効果は何

此うして出獄

年年ので尠 氣で 分監にゐるときは 再び保護を乞ふて來た。 て、彼は「 言つた。 の在獄中これと言つて心に止 も厭だと思ふこ 大そう可愛がられ て彼は 何んなであ とは 「大そう 75 0 たか か て來 つた事もな つた。その ど問 して異れ T な h tz ど平 いと に答 田原 外 12



九三

Δ

四〇二

Δ

七一五八六三八八

ΔΔΔΔΔΔ

Δ

利用 度与入 なる。 駄目 たち んずる つて つに至る つと苦痛を感 已むを得ぬ次第である。 0 3 で 打 ここどが 此く ある 獄 12 獄 現 して 者が充分の落ち着きをもつて自發 のであらうしつ る時で、 へ保護を受けに來るようにならなく 0 よりもも 力が徹底 T 出來、 前科者 そうなつた曉こそ、保 **平**氣でゐる ぜしめなけれ 前科ある者もそれり が再 善良なる生活を續けることへ つど多く したならば出 U かき 監獄は因人に 如き 犯罪を行ひ ばならぬ 來るやうに 事 獄人保護所 質は全く 0 ..... 、二度も三 所 なる かる 職業に安 兎に角 跡を絶 立 的 ては に私 だら ても 派 1= 12 向

我小田 御自慢 少参考に資す T は自 は御随意たるも只此 0 實際を である原君が 分監の 的 べき價値も の効 内容を知らず只一人の少年 THE 12 る上 小 を吹聴 場合災難を被 ありしならん H 論評せら 原分監を親 せ 3 n n 12 りたるは も原君 しく 原 なら 君 出 怒 0

> 當監に 年の言 50 手續を盡 者 でき請 於て ひ科さ かず ルを上 りた は 如きは如何に陽春發 L 12 彼を處遇し へ疑は 3 論では げ 9 ど欲 頗末を記述し すっ かり ムが所 あるまい しき節なきにあらざるを以 行 たる概略並 0 揚の時 以 かっ 不徹底呼ば て公平なる 況ん を聴 に出 季とは 獄 や其の 後保護 b 1 申 9 諺 をせ 一少 せ餘 者 9 T 0

於ける告白 十五 二犯懲役 移監同 問題 12 刑 年 どなれる某は を變更せら 年六月に處 の一節を抄録 一月滅刑の恩典に せら n 大 すれ たる JE. 四 れ四月八日 ば B 0 浴 三月三十 L してス 懲役 東京監獄よ -監 年 H 月月 類

昔より惡の榮えたためしばない今後は必ず心をあらためたつた 人の組母標に何度も苦勢をかけまい

後は業務に勉強して真人間に立ちかへり御詫かする よりおこるものだと思はるいならん今後は必ず映心いたし出 親戚中に我のやうな者は一人もない親の恩も忘れさぞ犬けもの

)入監當時約四ヶ月間獨居拘禁中組紐を課 し次

ごも彼は病身勝にして調治簿及病床日誌に依れ に釋放迄八 大正四年四月廿三日より三十日迄濕疹に罹り臺湯人浴及外用藥 ケ月間 指物 (箱根細工)を課 せり然 ば n

大正五年一月廿八日より二月十四日迄外傷に罹り治療を施せり 同年二月廿四日より盲腸炎に罹り病監に取容三月九日治癒就業 同年九月三十日及十月四日胃病に依り投薬す

同四月二十日盲傷炎再發し又病監に敢容し同二十七日輕病者こ して病監を出で就業せしめたり

衣類及び旅 ()在監中教誨師は三度彼の 引取 て同伴 方を交渉し漸く伯 費の不足を送附せ せ しめたり 母夫婦の 發信 しめ 國 12 府 感 添 津驛迄 情を融 書 T 保護 和 糬 放

(本)釋 らざるの しと 定せり 3 前 三日 ならず 0 之れ 行 狀審査は行 H 彼 獨 痼疾再發の處あれ 居中 の放 総性は未だ矯正するに至 から 狀普 記述せる 通改悛 ば なり 威 0 想 狀 認 0 め 飾

書

(一大)

を左

妙

せ

h

決して忘れは致しません自分も入監前は悪き事少しぐらいして さ云ふ事がわかりました之れも皆先生様や監長様の御かげで も世の中は通れたこのみ思ってゐた其れがそもり く迄御教育なして下され真に離有事で嬉しく感じます此御恩は は皆人間さして爲すへき事でなかった二度迄も入監せし者を斯 人の通るべき道はわかりました全く自分の今迄思ふて居りし事 ない先生より御話を聞き又時々善い書物を見せて載きよくり り色々ご御教育下され時には世の中にても中々接する事の出來 らば又悪友に交はらんさ志せし事もありしが常監に送られしる 立ちて人なみの者さなり得る事は出來ないさ思ひ込み此度出た 昨年三月三十一日より刑罰の執行を受けてより一時はもう世に 間違の元だ

い食事も三度共腹の減る様な事はないがまづくても家の御飯が へ身に襤褸をつけるさら新様な着物を身につける様にはなるま もう斯様な所へは來まいで思ふた又いくら着物が清潔でもたさ を閉めたる時の心持さ云ふたら何さも云ひ様のない心持がした 入監してより一番 やに思ったのば監房の扉の音であった其庫

休役及び看護を受けて三月九日に全快せしが 二月の二十四日の晩方より腹ぐあびが黙くなり其後十五日間の 入監してより去年の十一月頃までは人なみの機でありましたが 工場に出して戴き

茲に 徳の趣旨を皷吹し と云ふのは衷心からの感謝である予輩は彼等に對 こそ出監後八ヶ月の謹慎が ら分明ならん彼が べき途なりや原 なるを街はんが為め「安逸を貪ることののである其の内容を知らずして妄りに自 就きて人並 して常に君恩及び親の恩の至大なるを説き知思報 いである ~)彼が 度右の威想ご對比 知思報德の むるに努め恥を知れ \_ 歸宅後本人及び彼の祖母より 云々 の生活をせよと常に と妄評 君 彼の二宮先生の報徳主義を質行 念を臆氣乍らも は斯く大袈裟に報告 せば其 の痛苦を嘗め教誨 せらるくは之れ 出獄の の具偽何れ 曉に 教訓を與 躾け は必ず正業に b 紳 教育に 予輩に宛て にありや自 せらるい て居る 0 來つの 依り 採る 72、確 力等 越、管

在監中の機狀を送附し更に六月十五日教誨師

入毎日喜び居り候此二三ヶ月の内には一家を借り受けて獨立して計工場に上げ下され異に喜び居り候是れ皆んな元は、陛下に三十五縁に上げ下され異に喜び店り候是れ皆んな元は、陛下に三十五縁に上げ下され異に喜ばれ信用して下され明くる十六日初に二十錢にて候か日頃より数はりし箱根細工の手かを以て致されより家に歸り色々家の用事もすまし十一時に聽れ候工錢は

文資本金の出き次第警業を致し其のかたわら竹器會社へ通び管 文資本金の出き次第警業を致しまのかたわら竹器會社へ通び管 なるかも計り知れず皆可細工に候へば値も安き物ゆへ長く使用 なるかも計り知れず皆可細工に候へば値も安き物ゆへ長く使用 なるかも計り知れず皆可細工に候へば値も安き物ゆへ長く使用 なるかも計り知れず皆可細工に候へば値も安き物ゆへ長く使用 なるかも計り知れず皆可細工に候へば値も安き物ゆへ長く使用 なるかも計り知れず皆可細工に候へば値も安き物ゆへ長く使用 なるかま計り知れず皆可細工に候へば値も安き物ゆへ長く使用 なるかま計り知れず皆可細工に候へば値も安き物ゆへ長く使用 なるから計りました先は御禮かた~、宮時の模様を御報申上候 数具

六月十五日

00拜

水谷任義樣

けるに續て次の書面を予選に宛て送附せり 非啓権雨凌ぎ難く候應掛りの御方々無事にあらせられ候や御伺 理啓権雨凌ぎ難く候應掛りの御方々無事にあらせられ候や御伺 が申上候小生儀無事職務に励み居り候へば何卒御休神下され度 候先般水谷殿宛にて御通知申せし通りに御座候へば御安心被下 を候色々御厄介に相成候段必々忘れば致し候ばす必ず小田原幼 年監の模範さなり活ける教訓の一人さ成り候へば御安心の程偏 に御顧申候

け候籍模組工の手心あるを以て有難くも今日では日給三十五銭小生儀此度名古屋竹器會社分工場に入り候てより日頃教育を受

(三六)

烈田源太郎殿

0 0

を送附し 止なつつ h h 月 月 當地 四日伯 原君の しに依り爾後の消 たのではあるまい て事實であらう たって事いる へ参らは然る 日東京淺 回答に 來りし 母の夫より 13 8 ないの ても を以 草局消 依 ど付け n か 年、 て初めて在京中なる旨を知れ から 息を憂慮し居りしに大正 べく保護を乞ふ旨を依賴 本人が無断家出 彼 印に 甚だ疑はしく思ふ然るに七 8 加 P ~ 在、农 原君 て言 て教誨師 一月十八日 中、答 自身が附け つたと云ふ no せし と、斯言、様 へ宛 高輪警察署 て年 を報じ若 つっな 加 0 賀狀 六年 し來 ~ 5 は果

でっかり 以上の あ、徹 輕 T 卒に家 る、底 せず さつ 75 to 1.50 事 b 質を綜 Itt と云 3 11 あ な は 3 2 h 25 3 何 と思料 ち も朝 合 12 3 ~ き所 る妄 1 1 原 CK か 頭 泥 晚 言 12 せ に心 B は 迷 ぞ て原 P 出。衙 h T 8 折 2 5 獄、之 30 動 き前 0 角 3 un 137 業 當 から たっな 多 者、以 か後 1); から 求 年 のに こって 6 0 如 思 \$ 境引 3 犯 そ、行 8 慮な 遇に 職を 罪 -3 渡 哀、刑 者 200 73 3

つと 方 て之れ \$ は でを取 を感 るどころ は 苦なきが 因 こどすら嫌 であ 悪 8 77 果 0 3 理 12 1 n 監 ば 12 3 なら ざ は 量 獄 0 はけ 3 ٨ せ 律 の情 3 n 囚 3 下 0 3 人 b 0 常 に酬 12 1 かき 3 あ 自 73 \$ 述 對的 L 3 地 5 由 ~ 罰 如 5 刑 12 を T

> を與 3 T h 3 3 ど欲するなり 3 へん 去 どせら b 然ら n 13 ご今日 0 もの どあ ば 原 1 を負 君 12 3 かっ 在 は 子 如 なら b は 何にして 何 弘. せ 12 T h 又昔 苦 て行 め 0 -刑 0 3 或 上 話 監 は 明 獄 0 抦 3 痛 12 あ 1= 過 於 苦 b

味少 置 格 者多く 年 極 するを要する て嚴 き處遇せ 凶に 8 て勞働 TE. て多きを する 獨 之體 て一初 ては から 0 身體 のみ 力を殺ぎ忽ち 以 格營養二 あらずや當分監 8 て彼等 威 會 T な 化 累進 を與 3 6 教育 0 4 獄 菠 1: 0 痛 す 75 制を 弊 劉 0 是 かず 年 衣 T 切 布 は 食 弱 痛 5 量 き先 大正 1= 苦 To 鮨 者 op 0 0 捕 1= 二年 威 つ かう 2 的 13 は 世 T T 12 精 期に以 きを 8 犯 放 n 70 0 3 低

汇 りに 以 坐 は は 平 T 法 四 を為 2 程度を超越し 原 時 する 君 間 さし て之れ 0 12 想像 分 至 8 th 72 時 て之れ 3 へ後 3 なり るい 夜 用 機常に 業を課 を愛 かず  $\Xi$ 倘 九 如 + 憐 時に し終 分 车 第 1 寸 1= 徒 1/1 るに 就 は 季節 起 寢 が寛 5 床 E 1= 大 如 せ 1= 及 せ 3 1 L 岡田 L 依 h 至 流 き h で め h 3 式 夜 早 En

ずし 御 やうに見 3 君 13 犯罪 知な し恰 て只痛 12 1. T 8 居る 萬 苦 0 耐 で 能 會 3 11 0) 膏 ~ 的 あ では を用 與 原 3 3 因 を察い あ 77 th 個 3 T 130 A 內 かっ 36 行 的 い外 刑 原 か科 0 因 行の 事 あ 之れ 疾 3 刑 の病 -終 さを 理が 癒え 13 法 多 n 老

多 0) T 各 は 以 1 k U て改過 に 個性 改 遷 Šb: 8 知 に努 T 應 理 机箱 其 想 8 與 0 0 樂 犯 的 1 罪 0 0) à 0 意 加 見 るな 1 原 在 滴 因

(六正)

てを爲す能はざるなりて漸次其の步を進むるより外なく急速突飛なる企きにしもあらずと雖も國家經濟の許す範圍內に於

どす 云ふ せし \$ 百 者 12 h 17 再 犯 0 3 明 的 せざ に之れ を 3 此 全 1: 百 以 + 6 成 釋 來 八 -世 放 名 0 3" 3 0 + + 國 大 者 1 3 は 成 後 四 TF. 四 を Ŧī. 從 績 經 就 名 8 沙 B Fi. 年 知 來設 十七名 8 を百 過 T + 3 の年 せる期 大 3 包 内 3 特 含 備 分 E 死 3 3 現 なり nE せ 其 再 比 Ŧi. 月 初 小 内 3 犯者 例 0 年 年 0 三 H 者 的 を以 て疑はず而 他 1= 0 末 T 左 日現在 四十 算 0) 長 三名 不完全なり 12 -改良 努 て敢 短 H 當 3 て之れ で控除 1 12 0 監 を 依 の狀 ++ T 至 0 者 11 3 3 か 0) 放 成 0 て今 良なり 割 況を した 迄 8 を ~ 者 合 I 辟 觀 V 0 績 E 12 0) 代 n 調 3 釋 出 な n 智 Sam ば 查 3 5 3

曲 4 君 んとす h は 妄り 大數觀察の 之れ 12 想 其 像 憶説を逞ふし 0 論 斷を誤 h 以 唯 L て因 一個 理 曲 果 0 0 單 \_\_ 關 係を 一位觀 な 3 ベ歸察

或は 虚 者 あ 6 E 0 て予は 百 本 0 かず て直 年 丰 0 0 護 す 不 依 二十 同 あ を引 周 n H を引受けら 一六名 り彼等 到なる ば原 月 5 等 を得 12 n 孙 君 0 原 H T 0 中の保工 8 犯に h は 君 二十 の保 出を悉 3 办 犯 n 0 0 爲め あり或 せる者 を奉 罪 す T 誰 東 京 0 體 は 方 四 之れ よく 法 監 C 方 1 已 金 法 事 0 は 或 あ 獄 實 T. を訴 を得 門前 73 不 は 1= より 者 0 用 6 かする 親切 不 4 周 h 即 ざる 拂を食 者 + 到 四 あ 3 らず 底 身裝 0 な 5 監 閱 8 3 せら を算 を述 るも 呼 8 8 被 年 0 原 ば 12 0 は 0 0 等 はせらる なきに りや不 多 す君 あ 惡 0 0) n ~ らず かきを あり たる 監 3 言 カジ 獄 者 2 現

公表 若し を俟ち を學者 し毎 2 外漢 要之這 を取 りに 1 ざる 0 乃 かう 之れ とあ 斯 の盲 L 調 12 T 回 103 以 T ~ 15 探偵雜 らば 智 愼 3 T 世 管 評 家に 受刑 の設 信ずる ならば 不心得 監 ても 窮 せら に 重 0 問は 一研究 獄 \_ 行 誌 應 杳 n 得 上 彼 0 刑 8 敢 n の上冷静 供 0) 等 釋 0 處遇及統計 3 1= 上 0) T h て其 於ける こことを の身上 改 げに 放 せら 75 \_ 廟 者が b 全なる か ず かなる態 を企 0 0 3 0 唯 望む 原 關 君 批 名 價 H ~ h の手に收 を印 L 圖 E 點 君 係 評 獄 18 值 かう 盡 るを 及在監 あ なく L 智 者 知ら 3 0 度 爲 ち、導 0 求 刷 L 3 雖 論 を以 歐、尋 め 72 に附 は 1 て夫々 1: 3 n 8 說 め 間、猛 中の 其の 漸 容 あ 人 12 名 て 行、的 原 -かず 人 之 せらる の指数 愧に堪 b 3 年 8 全 す 君 亦妄 將 研 保護 n の、語 0 0 原 究 來 かり敷少君

ずど 0 據いが、 0 な 評 に、事、 魔な を促さん 雖も るか 至 更いのい 下 に、前、 き能 我 手 3 真、黯、 監 は n 書いたい と欲す は 獄 敢 12 す、鯛、 3 行 T 3 るかれい 君 は 3 刑 事、て、 失言 を以 の輕 0 抑 質、わい 威 如 なったい 卒妄斷 多 T 何 信 取いい なる 罪 花 1: 报、明、 に其 重 つい確い 大 to 考慮 2 たったい 恕 0 なる 答 な歳、 意を影 せ むるも 1 出 ど杜 T. を響を及ば 非 かい 撰るい な 此 3 部。

#### 監獄 衛 生雜感

凞 べの 0 絞殺 用 3 1 速 近 に人 所 13 多 極め す THE. 8 間 1 廢 0 3 THI 供 i 뫺 猫 0 T M 多 生 1 T 單 感を起 と能 利 理學 ると云 用 先 簡 用 ルづ之を科 0 である即 は 論 せり 0 す T 13 實驗 こふの 人 8 3 者皷 間 利 雖誤判賠 ち死 0 T 學 用 4 徵 あ 論者 0) 吹せらる 3 實驗 理 す 刑 石 狀 n 囚 0 償 態を究 ば 所 論と 先 1= B 今日 づ に送り 其 對 貧 之 する 對照 死刑 を生生 0 8 \$ 然る 得 で 無 M L 適 理 用の T 否

> 其實驗 學上 Z 8 獎 者 死 八人 T を 0) 2 2 其實驗 13 勵となり 73 究め 13 12 身 如き 决 者 ば 一或は M 1 E 0 問 用 T 心翼 8 0 P 30 0 動 言 題 及 T 利 0 用 0 材料 物を うとする薬學 を待 細菌學上 等 U 0 3 11 用 結 から 3 1 1 を攻究すると云 つ其 蛙 す あ 果 を動 n 使用 たなな 8 環 や兎を 3 てゐる 0 3 0 1: 0 善 物に T の問 い所 して實驗を行 售 とが 注 V 悪 學的要素の分析其他幾多の 一般に 意を 用 事 如何に n 仰 題にせよ父 上 であると云 U 50 多 から 0 問題に 髓の神經作 拂 過 T 考 來 な 2 間を用 ふこ ち 實驗 拘 事は n ~ い るど實 75 ば L 11 \$ つてゐ 2 す 廢物 かっ 其 5 せよ 0 12 々又た 最も適 43 る上 ず之を直 勿 6 0 は 應 て生 論 實 1 E る其 75 病 -8) 寒心 つと で 終 1 投 癌 切 幾 多 藥 あ 3 他 0 な 倍 E 5 そし 行 L 研究 から ~ 0 病 事 0 0 3 堪 1: 理 T 理 未 で

L 論者の言 ふ所は醫學者の側に あり ては之に

U

(九六)

5

は 13

h 粘

肢 及

1 m

膓 多 米

筋 混

陷腓

ाग भूदर

鬪 加

15

服 殊

13

頰

H 0) す 4

0 老

Cr 13

彼 ばの

1 樣 掘

古

す

3

稱

する病原

湛

0

1

るときは

二二日

後 越

劇烈な 染

15

F

痢劇

n

泔

究業 發生を 0 感蔓すに 內 自 8 から 3 11 3 であ 殺 兹 的 T 列 か 3 3 多 未 者 1= 多 かず す 0 る此 原 素因 臺上 は 3 至 3 崎 12 犯 因 ~ po H 監獄 を襲 とし 防 劣 罪 す ば 發 10 1: ~ A 論 4000 西 3 表 遏 败 3 身 ひ次で する て存 ど同 12 せ 0 多 者 0 者 であ 多 於 5 3 患 T 0 3 E すは 以 在 75 0 說 12 3 T 3 方 者 豫 策 する V 內 3 1 3 \* T かず 非 防を怠 早く 地に 3 3 10 原 生 犬亦 殿 す 0 2 0 10 開 0 因 師 死 存 な 3 其 -である 11 で 理 0 步 和 競 實驗 計 なる 3 b ることあら 入 3 主 爭 あ 乍 0 論 で H 3 どす 0 畵 L 3 盆 -吸材料 多 道を無 な 流 今 あ 博 故 L 3 1= É め 非ず 醫學 とは 8 12 喝 TI 3 + T 行 San 為に 自 は T 各 は 其 油 破 3 3 ば 却 地 其 殺體汰 す 死 な 云 3 0

3 襲に 研 T の内の 刑 h 幼 博 列 をる 故者生 得是 3, T 如 0 頗 刺 上 12 士の 11 12 1= 3 3 3 3 h 融 0) 肝等 8 憶 意見 曲 T 設 12 す 0) ~ 3 來外 衛 備 0 か 司 73 4 0) 3 とし \$ 如 5 生 獄 及 h b 交上 とす 3 3" 0 U 防 日 局 豫 3 消 3 12 3 木 は 飽 開 11 1 1= 12 毒 虎 あ 亦 防 勿 中 於 12 消 於 並 列 あ h て政 る人 ては 論 から t. 毒 T 1= 刺 3 0 散 な 本 より 3 通 0 0 かず 南 1= 朝 3 治 は 榆 准 病 病 する を缺 上以 注 意 を見 ~ 生 (1) 原 普 入 意 0 方 體 毫 3 を怠 外 及 3 所 然 知 法 は 1= 3 3 に せざ 識 8 旣 3 ~ 3 3 1= 0) 完 1-U 因 は 今 芝 3 全 發 H 4 ~ Ŀ 1= 辈 12 見 を 自 かっ 3 よる 3 北 注 3 電 出 3 許 月 0) 0 3" 寸 里 意 衛 於が カデ 來れ

神戶 h せり 至 萬 0) + 年 3 年 A 0 極 大 A 1 次 と云 爾 經 0) L 來 T \$ 同 明治 生 月 神 亦 患 0 fz せ 戶 の始 より 者 ~ たる を發生 h 長 大 大阪、京都 崎 虎列 五年 明 3 より 9 13 どあ . L 同 3 刺 襲撃を始 明治 横 12 月 所 病 通 平 末迄僅 流温より 横 ること 0 過 にして安 3 四 猖 せ 濱 郷を + 意 輸入 東京 め九 あ E むる 古 年 政 極 3 一箇 ~ 大阪、京 に流 六六年 州 12 き 1= 3 全 非 月 3 至 ことは 體 長 行 す n 0 な 京 12 す 間 崎 op h 3 3 夢 明 12 は

孿 便 0 3 b 3 30 便 皮 は Hin. T 糞便 虎列 輕症 快を覺 呈す 乳衣 とき り最 5 min 病毒 ど稱する 混 は 中に を散 b 在 6 0 3 1 菌 8 恐る 0 4 T 0 どす义 虎 te 蔓する 值 \$ 0) 數 0) 後 有する 列 は e ~ 0 刺菌 3 12 非ら 力を失 寫 水 人 却 0 8 古 ことも 下痢 12 て虎 12 0 1 L す 内 + は E り人 8 9 T を有する 或 す 8 地に 患者 す 各 0) は 列 1= 中 20 U るが 手 虎列 あ 全く て自 1 は 1 刺 1= 傳 12 b なる は 每 もの 異狀 甚だ て飲 染 故 入 叉 6 0) 0 接 菌 12 1= 治 を傳 とに 食物 あ 11-或 虎 なく 豫 する L は 1 列 防 水 滇 12 h 症 劇 す 及 3 種 便 + 氣 8 12 烈 最 丰 及 謂 R す T な 117 (1) 0 嵩 癒 堂 8 白 0) U 3 かっ あ て 3 义 智 器 吐 8 携 後 便 0) 注 4. h 僅 は 消 0) 帶 水 意 如 12 せ 物 物 +1. 5 中な 者 1= 斯 不 75 3 3 番に 1 す 7 を b

と同

n

安全なりとす掘井戸 どす構造 ひ食物の調理 カラ 水の停滯せざる様 50 井戶 度養沸したる して 如 を媒介する 3 接に人體に 如きは危険なる 掃除し虎列刺流行地に於ては石灰乳を に非さ 之れ誤 あるときは虎列刺の感染を助く 0 の不完全なる井戸は病毒の侵 使用するを要す含味、洗 附近に 注意して診療 n 觸れ 1= ものなれ す 使用する水は不潔なるを 使用する等に供する水は間 F ば使用すべ るものに 下痢の原因をなすこどあり蠅は 0 水を通じ洗濯をなし ~ 清潔ならしむるを要す便所 は 遂に口に入るを以 最も し如斯場合は 水は危険多し故に必ず一日 がざれ せざる ば之が撲滅を計り溝渠は 安全なりとす夜間窓口 it からざる て使用水ご 上水道 は 11 て一度養沸 入し易きを 雖も 5 便 飲食器を 論なり の水を 厭はざ 清 接又 を洗

場台 と混同 行ひ五 は新入監者を隔離し日々健康診斷と糞便置くを要す監獄にありては虎列刺流行地 を通過し入監するものにして同地通過後五日 司獄官殊に看守に数示するの必要あり加之流 むるも差支なし隔離期間は (本稿は大正五年中寄せられたるものなり 隔離視察するの安全なるに如かざるなり は特に注意を拂ひ隔離の實を誤らざる樣一般 一せざるものは潜伏期にあるの虞あ せざる樣入浴、運動、出廷等他は觸接 日乃至七日間異狀なきてきは他と難居せし 監者を隔離し日々健康診斷と糞便の檢査を 嚴重なる方法 により他 し易き 行地 以上

## ○指紋法の成績

は明治四十一年各監の現在受刑者に付押捺せしめ たるに始まり 犯罪人の異同 ケ年間の前科發見干有餘名 …現在原紙三十二萬に達す 識別法として指紋法が實施され 翌四十二年四月 司法省指紋部 に至り 爾後新に たの

ことである、 たるもの實に千百四十九人の多きに達した むるもの顔に増加し、多きは一日に數十件に及び る結果として其效果も顕著となつて來 然るに原紙の檢查及び其排列方法が漸く完備する に、現に保管せる原紙は既に三十二萬を超 する 其效果を水 の事 照數は二千八百九十九人、 も尚七八件は降らない 紋の效果が現はるくど共に各所より對照を求 受刑 質であつて、 者に 面亦指紋原紙が むることが出來なか 間は 對し 所謂整理 今司法 押捺せしむることと . 昨大正五 省指紋部に就て聞く 此内前科を發見し 增加 つた 年中に し來た たことは争 のである へ、而 と云ふ なつた 於け b 8) 左表 ある せん て若 全く るも 5 3 試

紋法が此 奸惡なる犯罪者に偉大なる威力を示 分る 力 0 即ち前科を包藏し若くは氏名を許稱 如 T き效果を現はすと同 指紋を押捺する場合に至れば忽 時 して居るこ 半 面 3

餘の發覺者以外幾倍の前科 對照に依り前 に至つたのは云ふ迄もない 籍氏名若くは前科を申立 法の實施以 真實を自 つて實務 のにあらざることを自覺 氏名を詐稱した 無謀淺薄なる手段を恣に ひみるも 來彼等犯人も假 家の經驗せらるへ所 白することは 科 の實施なか のある を發見せられ n P ばどて到底其 りせば前示 12 いのである、去れば指紋 者が 合前 想 て珍しか たる千 T 到 したる徒に過ぎずし 初犯 當初 せざるを得 である、 でを包 目的 一ケ らざる 有餘名の者は より真正 一歳し として受刑 を達 年間千有 加之指紋 の原 しくは 0

勢が 調査せる圖 であらふと思ふ は 何なる狀況である 指紋法實施以 表である、 後の成績に付當指紋部に於て 以て指紋法の效果並に其趨 か と云ふことが b

thu, w can

五四

七五

5 3

一、天公

17 E 10

Kit, W. H. INSTITUTE

、大正五年十二月赤日現在保管原紙、大正五年中税亡又は重複の爲め廢、大正五年中捐紋押捺濟入監者 中死亡义は重複の爲め廢棄原紙 十二月未日現在保管原紙

## 受刑者の食需に就

福岡監獄監獄醫

11

食需 ならん 幸 て示針を仰がんどするものにして從て可及的簡 とは何ぞ 0 賢明なる諸家の の意味に於て處遇研究諸家の机上に提供 事を期 究發表せんとするもの即ち したるも尚は未だ盡くさざる所 御推讀を給は 3 h 食需關係は

を異にす食需とは即ち各自の必要とする營 類の食糧は作業年齢體重等の大小に依り其

同 大大同同 治四十三年 正正四四 三 二 十十 元五四 年 年 年 年 治 Œ. 29 29 29 五四三二元十十 發在 見明 元态 199 均、年年年年年年年 是 見後 中 3.000 紋 對照 對 對 高八 ¥. 三宝六 五六 照 照 發見 H Ξ 中中 獄 2.500 科 對照 宝元 九六 2 三 發 發見 局 表 441,1 對照 (各官廳別) 10 九二 發見 PS 275 H 署 公 府朝 對維 1.500 5 E E 5 管鮮 內總 發見 PH = 對照 內總 發見 一、人士 一一 對照 74 178 178 1104 發見數 發見 六八五 NE I 24 25 12 二届三、五五五 וויירוו "סוווו 紋末原現 云二公三

ILEO.II 三十二萬三千七百十 二萬二千五百二十七人分 一萬七千二百九十二人 登三元 千三百四十六枚 5 × = **三九八** \* 二、八九九 四、六九四 一一門

#### 養量を云ふ

左の敷點に一致するが如し抑も人間の食需關係を調査するに諸大家の説

一、作業の際には體内の燃焼機轉增大し物質の代謝旺盛さなり 從て勞働程度と食需さば正比例をなす

に從て益々大ならざる可らず即ち食器は身體の大小に正比例種族、同姓、同作業等)なる場合には尚より身體の愈々大なる 物質代謝の絕對量(比較的にあらす)は爾餘の事情同一(同

但し此場合被服類例へば毛の密度衣類の美等は少からす影響 消失比例大なり從て身體表面の大小は食器さ正比例をなす 小なる動物は大なる動物より身體表面の比例大にして温の

			~														可		-		
第			但	头	:				表			Ξ			第					3	
= 1	0.	食糧別	と多	に含有変の			3		-,*	7	110	7	-	117%	77	W.O.	食糧別	含水出	含有	に含有米	
一、九六	=:-	麥含有量	二百七十五久	のみの重量		To the same of	三、んだだ五	四、六二三五五	五、二八三九四	五、九四四〇	K.KOIKO	中"门次来到二	七、九二五九二	八五六四	九、二四七〇	九、九〇七四	蛋白	含水炭素七五、一五一さす	營養量の百分比	の営養量を	0
五三、九〇	五七、七五	同匁量	好は二百七十五匁を算し一匁は三、七五五ミす	次に含有婆のみの重量を接岸する事左の如し	本書の単位に西さず	TI BE OF THE PERSON OF THE PER	つい回れたこれ	0、五七八八四七一	0、大六10八二四	4中1中国中,0	0、人口大型展出	〇、九〇八九八八三	〇、九九一六二三六	一、一七四二五八九	1、一五六八九四二	一、二三九五二九五	脂肪	ーセす	例は蛋白質七、	グに含有米の営養量を調査する事左の如し	〇、三六 一三、四六四
二〇二十二五〇	二一六、五六二五	同五量	七五五ミす	中左の如し	THE T	ET JEHRET	MILE LANGE	两两"一大七一九六	五〇、五九一六五三	五六、九一五六〇九	大声「コラスのべつ	六九、五六三五二三	七五、八八七四四三	八二十二四三六	八八、五三五三九三	九四、八五九三四九	含水炭素		含有營養量の百分比例に蛋白質七、八四九脂肪〇、九八二	左の如し	五〇、四九〇
																			=		Ó
	表			Ħ			Ą	<b>5</b>					欠			表			= 24	_	ő
	-	7.	7.	五二二	= 79		<b>5</b>	1 3	D. 10	食糧训	素七	含有	一次に含有変	=======================================	— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	表一、六	一元	11.0	24	_	〇 二·六
一、四 九、四九九八七五	表一次	一大 三川四黒	二、八二三、成七二五	五二二二四九八三七五	二、四二六、二八五五〇	これ、一七、大陸二大日記	= 4	1 2	TO MAS	食糧削 嵌 白	素七四、一一さす	含有警養量の百分と	一次に含有変の營養量と	一、二〇、八四	一、四〇、九八	一、六		00.11	24	_	
一、四 九、四九ル八七点 〇、九八〇〇〇六二五	表 一、六 10、八五七00			コ、コーロのたけの主義ー、	こ、四 一六、二八五五〇 一、六八〇五二五	ニ、六 一七、六四二六二五 一、八二〇五六八七五	= 4	TO THE WAYNER II	TO MAN OF	R i	素七四、一二ミす	含有答案最の可分と例には日代してい	次に含有姿の營養量を周査することのコン			1.4 1011			四 二 二		ニネ、ー

、九つ	食糧削 米含有量 麥含有量	定表は一個分食糧にして單位を合さす	麥各含有量を食糧別に依て示せば左の如し	灣米三分麥七		山山	代ニを利手の見合と量の周至してる文責と民		食量は如何なる身體的關係にあるかを探究せ	の便あり以下順次調査の歩を進め最後に受刑者現	難も旣に	各個人別に食需を精算せん事は容易の業にあらず	上述の如く食需關係は諸種事情の關聯複雑にして	比較的に潜大す	機能旺盛なるこ身體表面の比例大なる等の理由により食器は	五、哺乳期後の成育時期にあるものは所謂成年に比し新陳代謝	散蔵少し從て食器蔵少す	溫の放散増加し從て食器増加し外界温度昇騰する時は溫の放	四、同温動物例之ば人類の如きに在ては外界温度下降する時は	を及ぼすものさす
表				=				第		個し	次に合		表				-			
— <u>~</u>	一、六	一、八	11.0	===	二、四	ニスカ	二八八	D.E.	食糧別	し臺灣米一姓は	のみ	=	一、四	一、六	一八八	11.0	11.11	二、四	二,六	二六
0,1	〇四八	〇、五四	0.六0	〇、六六	0.41	〇、七八	〇、八四	0、九〇	米含有量	三百七十四匁を算し一匁は	の重量を		מוס	Du		f.		+,	+	'n
_	一七	_					四二二	Ĭ		タを第一	を換算す	三六	四二	四八	五四	六〇	六六	七二	七八	八四
五、七〇八	七九五二	一〇、一九六	111、国国〇	二四、六八四	二六、九二八	二九、一七二	四一六	三三、六六〇	同匁量	夕に	うる事			1.	-,	-	-	-	-	-
										=	方	八四	九八		1 = *	Du	Ti	4	八二	九六
五八、九〇五	六七、三二〇	七五、七三五	八四、一	九二、五六五	100、九八0	一〇九、三	一一七、八	一二六、二二五	同五量	七五五さす	表の如	)	八	=	六	OB,	五四四	六六八	Ξ	六

(六七)

但しカロリー敷は蛋白一気に四、 カロリ 含水炭素一五は四、一カ 蛋白 一カロリー脂肪一気ば九 含水炭素 リーに相當す カロリー

表 六 第 四、八 六、六 七二 八、四 五、四 六〇 七、八 九〇 四二、 四八. 五五、 六〇、 六七、 七三、 七九、 八五、 九一、 右表はコンマ以下四捨五入さす 0 五 五 六 七、 七、 八 A. 九 三〇六 三五七、 四〇九 四六〇、 五二、 五六二、 六一三、 六六四、 七六六、 七一五 三六〇五、 三一二六 三三六三 二八八三 二一六三、 二四〇三 一六四三 九二〇 四四〇 六八〇、

次に副食物に就て調査したる成績左の如し みにして間々類似品を以て調査載数の己むを得ざりしものあり く僅かに四五種の書籍より拔萃收集したるものを利用し得るの 副食物調査に當り諸種食料品の際養量を調査したる書数甚だ少

左表に毎旬献立表約十ヶ月分を調査平均したるものさす

とす 給食糧別に 次に主食物の營養價と副食物 表七第 平醫副 均養食 量 物 て示せば左表の如し(單位はカロ = : 蛋白 脂肪 四 の受養價を合計し現 今水炭素 四三、 二九八、 カロリー "

上述 表 第 食糧別 の如くにして受刑者現給食量の營養價を探究 四、八 四二 五、四 八、四 九、〇 三、六 六〇 六、六 七二 七、八 二八八三、 二层〇川 三一二六 二一六三、 二大四三、 三三六三、 三六〇五 一四四〇、 六八〇、 九二〇、 副食物 二九八 二九八 二九八 二九八 二九八 二九八 二九八 一九八 一九八 三九〇三 二七〇 二九四 三八八 一九七八 二四六一 三四二四 三六六一 二二八八 七三八

作業體量 するを得たれば進んで諸家の研究發表せられたる 身體表面關係等に依る日本人食需程度

先づルプネル氏の作業關係を見るに諸種の職業を 類に區別せられたり左の如し 何を調査 せん とす

第三類

二七四一 二七四一二四三一

二四三一

101 11011

一、八八八 一、八八八

一五四七

一五四七

如

さするものにして官吏、醫師、商人、書記、総工、管理人之に属するは大概坐業を懸み主さして精神上作業を事

第三類 之に属するは體力を要する勞働者にして鍛工强行軍兵 之に属するは稍々重き坐業又は輕き立業を操るも して大工、小使、郵便脚夫、在警兵、機械操業者等 のに

第四類 撤夫、坑夫、農夫、樵夫舟師等さす 之に属するは大に重難なる筋作業を誉むものにして荷

次に右 就て調査したる所要のエネルギ て示す) 本邦男子 n (健康者)十萬人 (平均體重五四、六瓩)に ブネー氏の分類を基礎とし印東玄得氏の を示せばた 表 0 如し

分 第一 類 類 入 量 活 用 量 當一體 輸時重入間一量配配 當一體 活時重 用間一 量配瓩 量配一身當牛體輸方表 入迷面

支持し得 右表を基礎とし受刑者現給食糧を以て健康狀 食糧別 る總整養量を云ふ せらる、量を云ふものにむて輸入量ごは食物さして攝取した 用ひらる活用量さは整養素の消化吸取せられて燃焼の用に供 附記身體表面の面積を算出する便法さしてはメー氏の方式を 七、八 八四四 九 第四類 第三類 0 べき體量限度を調査す 三四二四 三六六二 三九〇三 **營養**道 四四一八 四〇六〇 =101 二八五〇 第第第第 新第第第作业 本 分心 三、三七 二二七 類類類類類類氏 れば左表の如し 下は貫) 八名、九二 中一次,04 四年二六 大西门山大西 七五、五一六 んれ、七八〇 二十七 三、一〇 二四九四 五一一 三大三、完 三、元元 三、九六 UK. #00 14,040 ス、会員 一七五〇 (上は瓩 態を

第

二二三〇二〇七三 一.七0 、五八 一二五九

二、二八九

(八七)

表 + 四、八 五、四 六〇 六六 七二 二四六 == - 7 三一八 ニセ〇 二九四一 第第第第第第第第第第第第第第第 第第第第 類〇 三八、九九四 四五、七五一 五四"三六三 10、四六 西三、二六六 五〇、七六三 六〇、三元一 三、元五 四七、四八六 五十七四四 \*\* 10 三六、三七五 三十一五 六〇、六八五 当、一大 五五、九二五 二、五元二、五元 八九五 九、七八五四九、七八五四九、七八五四九、七八五四 一〇、元八 四八二四 一四、八五七 云、云

要するに現給在監人食糧は主さしで作業關係を診酌したるものに

事に關する犯則の尠少にあらざるを見聞する所さす

得るものにして實際每健康診斷に際し秤量數字上に實現し觀診 上偉なる骨骼を有するものに獲削著しきものを多数に視診し食

前表により吾人は直に肥大せる多数受刑者の保健狀態を想像し

作業で雖各人の力量勤意時間等多大の関係を有するものなれば 業程度の分類は到底正確なる能はざるものさす何さなれば同一 表さルプネル氏分類さを比較し約該當するものを示せり但し作 前表作樂分類下に於ける〇印は受刑者現給食糧規定作樂別食糧

るを考慮す

むる責任を有するものにして 一日も之を綴にすべからざるものな 然りご雖も右規程の示すが如く吾人監獄醫は早晩此間の適用に務 紙の盡くす可らざる複雑關聯を想像し得ればなり

増食を要請したるの外未た一般之な適用し能はず作業上戒護上紙 業變更な要請して食糧を大ならしめ分房拘禁者に限り 稀に現業の の許可を經て變更する事を得」ごあり余等不肯にして特別の場合作 本條の糧食を減増する必要ありご認むるごきは監獄醫に於て典獄 但し在監者食糧給與規程第三條に「前項の外身體の狀況に依り特に 項あり其他の分と雖ごも當該體重以上の者には不適當なるな示す あり即ち〇印の示すが如く十四貫餘以上のものに 適せざるもの三 さ雖も一面體重其他の關係に至つてに 殆んご閑却せられたるの 観 して其按配の巧妙なる 余等淺學不才の窺知し能はざる 程度に存す

る邦食に關するものあり と難も幸に森 關係甚しく之を檢出せんこと容易の業にあらず 右三要素の比例 も亦人 二博士の調査發表せられ 老若、 業、 肥瘦等

0

献立 油を以 るも稍 の大なるも ならずし 不足なきが如きも脂肪量に至ては何れの職業に見 弦に筆を閣へに て二博士の調査と比較するに蛋白及含水炭素は は之を略すと雖も試に上記第六第七表を合計 就 てすど雖 1 T て原因 不足するを見る受刑者の夜盲症を聞く稀 は意を用ゆる尠少ならずと雖 のは比較的高價なるの難あり は も其效や人しからずして逸す毎旬 當り希 炳然たり吾人は之に處するに肝 はく 諸賢の御示教を惜 6



其陰陽あるものに就ては先つ

は

滿足するものにあらずして三種の主要營養素即ち 終りに食需は單に 含水炭素の比例適當なるを要す 力 1 量の充分なるを以

U

T

## 雜

閑 霜

花

陸

翰

に兩樣の觀察あり き觀し來れ 睛に散る樣を武士の身命を惜まさるに比するが如 雪を冐し 地して徒に ては只頻りに諸行無常の主義を皷吹せらるへの心 花の色盛者必衰の理を表はす」と告けらるへに於 園精舎の鐘の音諸行無常を告くるなり沙羅雙樹の は」と唱へたらんには櫻もいと心細し、更に又「祗 日ありご思ふ心の仇櫻、夜牛に嵐の吹かぬものか と味みたらんには花も頗る陽氣なり、 和風 て咲けるを婦人の貞操に譬へ、 ば、花は 臨終 暖日百花爛熳『瓢簞の得意顔なり花便』 の近つきたるを覺ふ、 頗る陰氣なるか如し 其他梅花の 左れ 櫻花の 蓋事物 ど「明 天

第

四

+

=

口荷子 而して時に之を習る ず以て思ふ益なし と云ふ、孔子 體を美にするに足らん 出つ、口 面より試 なる と耳 むるに於ては 0) その 1 方 日 間四 小人 より 亦院 學ぶに 吾れ甞て終日 やさ 寸のみ 0 學や耳 ばしか ~ に從ひ序を追ひ觀察を遂 に蹉跎多 如かさるなり これ より入 をひぞ 食はず ず 極 か な op る陽氣の 3 耳、以 · h 3 四寸の學の てロ べしつ 學ひて 共に 終夜寢 より 方

賤みて痛苦を重 學の訓なり 2 甞て白晝燈を提けてアテインの市中を俳徊す ず、昔 **」實践** 在に類するを訪りて故を問へば答べて曰く 市 スの郊外に訪ふや、 7 中より レキサン 希臘にライオゲネスなる人あり、快樂を 行のこと盛に唱へられ 言々服膺を要す。 0 んじ、常に桶を携へて其中に住す、 1 人間を探し出さんこはすなり 大王彼の人物を慕ひて之をコ 彼其時恰も桶の中にあり て容易 に行 b

> 浴するをは 望むどころを云 T の要あり。 を事させる 頗 太陽の 3 奇矯 現代に對し大に實賤躬行を誨へしむる なりど雖 せいに 12 し、か めよ、我が望む、 を取 は よ、我が望むさころこれのみと、を止めて、我をして太陽の光にしめたるに答へて曰く、大王願 \$ りついありし 此の哲人を迎へ輕跳浮華 大王の から

深く 業の 業式ほ 切言すれば其期間に なくも一通りの學課を修めたりと云 月間能く深遠なる學業を卒は きたるに過きず て實世界に 一卒業 て奮 品ふ者は 世路 へざるべか ると成らざるとは此 とは の辛酸 奮鬪 成り之を祝酒 讀 すへき拳とならざるへから で字 を試 とか らずとは 左れば卒業證書を握る手は 於て 0 むる門出なり、 教師の講演を大人しく 如 時弊を顧みず只徒に 1 0 として醉 某校 3 ならず 時の心得 の卒業式に ふに過 n ふ者は敗 之を水 なし 蓋 一つに 僅 ず、卒 きず 少の 覺束 於け 在 杯ご やが 3 聽 h

なべし。
を喜ばしむる愛嬌演説に比し十丈の出色ありと云

餘を るに足 池上二十三 權八郎直定は享保四年五月九日(今距百九十九年) なり、古老の語るところに依れば刑場は慶安四年 童走卒も 尚ほ能く 之を知る 古昔に於ける 行 るは不忠なり、 一月に設けられたるものにして、彼の八百屋お七 一戰場 E 延寶二年二月二十六日(今距二百四十五年)平井 春比丘尼碑を建 此刑場の 年刑場 300 てら てく 世日韻 H 停留場あり人家櫛比して絡繹 夢の如くにし 0) し左 鬼哭瞅 露 露さ消 府下荏原郡大井村に鈴ヶ森あり見 3 0) Ŀ 消 つ碑面南無妙法蓮華經の七字は 碑 々のことなしと雖も、 人の真蹟なりとか たるなりと、元禄十一年二月 ゆるは忠なり、 文ありて以て昔時を追想す て此碑尚は存す 、屈指 場の露 今や町 るが如 二百 刑場 ど消 0

鈴ヶ森之碑

(-N)

れ開け や久しく、故を温のるよすかにもで、かく誌し置 に、品川の海路はるかに立かへる、年の なんことを惜みて、村人たちの事よさすが は昔がたりとなりたるこそ、 5 i n 罪人のこくに磔せられ ふに、この地幕府の刑 今を距ること二百六十年 は、明 時 たるもの、 なく 明 行く今を仰ぐにつけても、 かに治まる此の大御世の光にあひて、 治の四十四、二月梧園主人芝葛盛な 道行く人をして 面をそむけ 濱の眞砂 の數しらず、 • 罰場と定められ の昔、 斬せられ、 めでたけ 昔の 安の 醒 瀬波 趾 しめたる n 風慘雨止 た梟せら てより、 0 100 滅び あは 0 3 今 4

○酒に醉ふて罪を犯したる者の刑は更

を害するこさなく、從つて其の量が多くても孵はないさ云はれて居酒には『サルチルサン』の如き防腐劑が加へられてないが為に、 厳支那人は決して酒に酔はない、其原因には色々あるが、 先づ支那の

雜

て居る。從つて若し酒に醉ふて罪を犯すさきば、更に其の罪を重く る。殊に醉ひに頭じ、悪事を働く如きに、最も卑怯のものさせられ るが、併し本來支那の警懷さして、酒に酔ふここを最も耻さして居

(二八)

第

は、常に考ふべき點である、 改めなくてはならの點である。(斯民) るであらうが、 兎に角支那人ご 共同生活な為さんごする 殖民男子 はるゝか、了解に苦しむ所である。尚法律學者は、種々の説明をす 若し酒に酔てすることが無意識ならば、何故に悪事のみ無意識に行 如く云はれて居るのを、支那人から聞くのは誠に遺憾である。 上海に於ても、夜遅く酒に醉ふて悪事をするのは、日本人に限るが て酒に酔ふての理由の下に、隨分色々の罪悪が行ばれるのである。 日本では酒に酔ふてした事は、大祇の場合は大目に見て居る。隨つ

#### 〇精神薄弱兒教育

精神藻弱見教育の方法さして 数ふべきものは先づ 左の如きもので

難がある。第一適當の人を得るに困難なること、又假合得らるゝに こ、特殊教育 これは特別に級を造つて精神瀬弱兒をさ共同生活の間に不良の感作を與ふる等の不利がある。 しても經費が高まること。以上の二條件が揃つても而かも兄弟姉妹 一、家庭教育 家庭にて精神薄弱見を教育することは可なり困

さ云ふ仕組のもので獨逸の補助學校及び補助學級がある。 これは特別に級を造つて精神薄弱見を教育する 補助學

> である。この補助學級のみを以て一校を形成して居るが即ち補助學 校内に設けることが出來る。東京高等師紙附屬の特別級の如きもの 級は精神薄弱兒童のみな一願さして造られたるもので、通常の鷽

のものである。 補助學級及び補助學校へ入學するものは何れも通學し、得る程度

なりかいる。補助學校に通學し得的程度のものでも治療教育院に であるから見童のために最都合のよいものである。しかし經費は可 で後者は治療教育院である。治療教育院は書はは 病院と學校さを 擬の如き)さ治療教育を施すものさの二種がある。前者は保護院 取容され得るのである。 一緒にしたやうなもので、勿論醫家と教育家との協力によるもの 收容所にて教育するもの。これには保護を主さするもの(白

させ生活の道を講じ他方面には社會に害毒を流さわやうにするの 要するに此等特殊教育の目的は兒童の性能に應じたる職業を得

緊要のものを選び理論上のものは全然省くか及は輕度にこれを敬 の如きものな多からしめて 身體で精神での 練習を増進させるこ ふるこさ。授業は出來得る限り直覺的にするこさ。手工、身體練習 人乃至十八人乃至二十人位とすること 数材はなるべく質際生活に るものたるな要するのである。即ち一級の生徒数は十二人乃至十五 教育の目的斯くの如くなればその 教育方法も從てこれに適當せ

微點を發見してこれに職業を結び付くることを 努むること等は必 さ。學級數授に個人教授を加味し、個性の觀察を遂げて、性能の特 要の條件である。

# ○獨逸國に於ける精神薄弱兒教育

れから諸所に補助學校が誇けらるゝやうになつた。 た。それから醫家、教育家等が補助學校問題に就て大に考究し、 トヨツネルの主張に基づきてドレーステンに於て補助學校が出來 設けられて居たが教師及び教室は未だ不十分であつた。ケルン、ス き詳細のことを論じた。尤も補助學級は千八百五十九年にハルレに である。翌年に及びストョツネル(Stilizner) は精神激弱兒母校につ である。同氏に母通小學校にありて正常の兒童と相伝して進むこと の出來の精神滞弱兒童を特別に教育することが必要だる論じたの に於て精神市弱印教育の必要を論じたのは千八百六十三年のここ 年を經るに過ぎないのである。ケルン(Kern がライプチャ教育會 るさ言ふ設備はまだ新らしいこさである。殊に補加學校制度は五十 扱をするに過ぎなかつた。精神薄弱兒童を保護しこれに教育を加ふ 又これを保護する場合にあっても只慈善の精神に本つき単純の取 往時にありては精神病者、白経等は鬼の什楽なりご捨て願みず、 そ

設備が出來て居る。學級の總數は九百二十一、その中男女混同教育 千九百七年の調査によるご 獨逸全國には三百十四個 の補助學校

70

態ではまた中々此種の教育が普及しそうにも思ばれぬ、まこさに恥 徒の数は二萬百五十一人である。今日はそれより既に十年も經て居 を施して居るのが八百一級、男女を別にして居るのが百二十級 かしい次第である。(心理研究) るから此等の設備は大に進歩して居ることと思ばるいのである。 然るに我国には未だ何等の設備が出來て居らわそして今日の狀

### 〇不良少年救濟策

#### H

教の人心を支配することは古今を通じ東西に亘りてその軌を同ふ 高いなる理論に耽らんよりば 相興に生衆不定の下流社會を誘掖し て一定の正業に或かしめ、りて國風氏俗の改具に從ふ可し。(四)信 を謀らざる可らす(三)生(言家風こは關係頗る密なれば 徒らに 婚たるものは子女教育の爲め舊來の陳智を破りて、大に家風の改良 風の良否はその子女に及ぼす影響最も切なるものなれば、家長及主 出するが加きこと、自然跡を絶つやう斡旋せざるべからず。〇一家 社会が其の起いさなる場合は極めて多岐にして、風俗の汚穢、悪人 の誘惑時備の不耳等に其の最も重大なる原はなり。されは家庭方面 良少年を醸成するは先天的後天的の二樣に分類するこさを得べし。 よりの救済策さしてヘーン大いに結婚法を必良し、先天的不良兒を産 不良少年職成の原因は家庭及び社會の二方面にありて家庭が不 善に進み、悪を避くるも信数なり。我を損じて他を益するも信

(五八)

さ欲す。(三)今日の活動寫眞は、社會改具上有害無益なるものなれ さ云ふも敢て過言に非す。此の一段は予は專ばら醫察力に依賴せん 落學生の密會所たり、不良少年の策源地たり、 漸次良民の群に入らしむるなり。(二)公園の裏面を観察すれば、強 年者にありては風俗を改めしめ、未成年者に對しては教育を施して この貧民を誘導して正業に就かしめてその生活を豁にし、その成 眼を以て看破し勝重なる制裁を如へん事を欲す。(六)雇入口入所な 大改善に從はんさ欲す。(四)木質宿及び飲食店を根本的に改造し、 ば、予は不敏ながら教育家、宗教家、及び籍案 等の後に就きて之が るものは實に弱年の男女をして一生の方向を過まらしむるものな べし。(五)曖昧古物商の取締策を嚴重にし、老巧なる警官がその慧 實費微啦を旨さし、可及的低廉に宿泊若しくは飲食し得るやうにす 者の最も著しきものは使職者「使役者養成者等にして、彼等は容易 れば、責任ある営路者は深き注意を辨はんここを切望す。(七)先達 に撲滅し得べきにあらざれば、積極には彼等を正業に就かしめ、 次に社會方面よりの教諭さしては、一一貧民窟の改善詳言すれば、 醜業婦の養成所たり

> (人性) 等の品性を陶冶して自然に悪を去り善に就かしむべく、消極的には (人性)

保持すべぎ大任を貧はされて 居る幾百の巡査は初め巡査募集の試 て前記三ヶ月を經過ずれば一直に複雑至極なる質務に就く事になっ 論凡を警官さしての服務規則や體操劍道柔術に至る迄然く 練習し 験に合格して始めて 教智所に入り僅々三ヶ月の 間に各種法律は勿 〇巡査の教育 めて其れんへ教習する事にした實際此實物模型を全部集める事は 甚だ心細いそこで今回琴視廳では理論も大切ではあるが 寧る實際 す各巡音が事件に出會つて始めて經驗を積み行くが 如き有様では て現在三ヶ月の期間は經費其他種々なる都合上延長する事も出來 ご實際已間々相違し職務の實効を舉げ得ざる事が往々ある、さりこ て居るが練習科目の雑多なるに拘らず、練習期間の短かい為め理論 に至るまで少くも野官さして直接關係ある 各種の實物及模型を集 から臨檢困難の場合も有る如く古物南の臨檢を始め傳染病の場合 各理髪店に依り備付の道具の相違も有り從つて各道具に就て蒸氣 云ふべきものである、例へば警官が理髪店を臨檢する場合に、大小 巡音教智所に於て其準備中であるが其方法に實物及模型教智でも 消毒をなす物品樂品消毒を必要さずる物品さ各道具に依つて 區別 し火質屋を臨檢する場合も甲の質屋さるの質屋を帳薄質札の相違 べした教育を施すが捷徑ださあつて 新教習法を案出し目不芝 法 幾百萬市民を 包有する 帝都の安寧秩序を

容易でないがさりてて實驗教習も目下の急務であるから 遠種類にても實物の出來次第順次教習や開始するこの事である之れに就てても實物の出來次第順次教習や開始するこの事である之れに就てが今後は市内巡査も突代に二百名位宛を隨時集めて 所謂磨き直したせしむる希望で何れも目下調査中であるが出來るだけ 實際に密接せる教育をして教習所を出て直ぐ役立たせたいこいふのが 大體接せる教育をして教習所を出て直ぐ役立たせたいこいふのが 大體

#### 通

#### 前橋便り

する希望を陳べ し先づ ◎前橋監獄職員家族會 郎氏は自己の職業に忠實なるべきこと奢侈を戒 日午後二時より公會堂に於て職員家族會を開催 分限を守る を開催せる趣旨より職員家族の親睦將 講話を求めた 生三教誨師の開會の辭あり次に渡邊典獄は べきこと着質真面目に努力向上す 尙ほ前橋高等女學校長に る所以を告げ次で同校長杉原 前橋監獄に ては三月二十 懇囑して 來に 掛

> 語、 ことに努め居れりと云ふ。 に滿足し尚は時々開會し將 趣旨を諒解したる結果にして典獄始め職員 が當日は職員を始め家族の來會者三百有餘名に達・語、手品等數番ありて午後五時半散會せる由なる し従來になき盛會を極めたるは家族が漸次本會の を指摘し適切痛快なる例を舉示して非常の感 時に於ける一般社會の生活狀態に就き一々 きこと等縷々數千言或は自己の經驗談あり或 へ終て茶菓を饗し 餘奥 さしては 薩摩琵 來益此良風を馴致せ 二同大 琶 其弊風 動か は 落

# ○橫濱監獄在監死亡者合葬追

の追弔會を教誨堂に於て執行したるが大谷派本願を建て同月二十一日即ち奉季皇靈祭當日を卜し其と建て同月二十一日即ち奉季皇靈祭當日を卜し其也本年三月中旬其の終了を告げたるを以て合葬碑七二月に至る在監死亡者七百有餘名の台葬に着手

看守各一名及在監者總代二名人保山墓地に参拝し及岬奈川縣佛教慈徳會より供物料又は供物の寄贈及岬奈川縣佛教慈徳會より供物料又は供物の寄贈

(六八)

# 原分監視察狀況報告 原分監視察狀況報告

本月二十五日東京控訴院長は學博士富谷錐太郎氏は部長四名判事五名を隨へ當分監に來醫せられ氏は部長四名判事五名を隨へ當分監に來醫せられ氏は部長四名判事五名を隨へ當分監に來醫せられたり當時三浦典獄は控訴院長一行と流車を同くして出張し諸般の説明をせられたりと流車を同くして出張し諸般の説明をせられたり、

#### 鼐

#### Andready the state of the state

常監未成年監は大正五年四月の開監に係り少年○福岡監獄未成年監通信

しめ 入堂し 草別院 所あり 典獄以下 尚教誨堂に等しく 誨あり莊重なる式を終りたるは午前 を告示し 集め三浦典獄 職等諸師の参會を請 事務主任保護主任並に営市 へ全く法 會を行ひたる次第を告示し教誨師之に教誨を加 の在監者に 夫れ 席定まるや 宮市別院の各輪番 たるが如 より大谷勝眞師及廣陵了賢即 會を終了したるは午後三時なりき在監者 の焼香あり在監者總代にも亦焼香を為さ て讀經に 聖恩の高大なるに感泣し深く感動する は典獄 師を導師に 3 しては引續き典獄 移り次で典獄追弔の辭を朗讀し 参集することを得ざり 本日台葬追用法會 一般に謹慎表弔の狀 補看守長以 ひ午前九 の大谷派真宗爷寺院住 神奈川縣佛教慈德會 時在監者を教诲堂に F し同本願寺東京浅 より合 の職員を率る を執 + 0 あるを認め 時に 行する旨 し女囚其 塲 追用 の数 1. 0 T T

翌二十二日午前八時より典獄以看守長教誨師下

ず左に る原文の儘にして聊か参考に資すべき為め ての機 最下級 の餘白を する一受刑者の威想にして一字一句添削を施さい 努め尚尋常科四學年以上の者には平 監ど相 しめ來りたる へ教誨教育に 外之に一定の時 揭 會を利用 とし二級一級の三階級に分ち第三級を除く 借りて以 載せるは最近に於ける上田典獄訓話に對 對する威想其他機應の威想を記述せ 處遇上 法により累進處遇を施し第三級を て斯界諸賢の一瞥を請は 教育を施 参考に資すべきもの妙から 訓話を施し専ら威化教養に L 傍ら職員 素雜記 に於ては凡 帳を與 本誌 んと

#### 悪魔と青年

れを大別すると 積極的の仕方滑極的の仕方と二つに別つ事が出來を事は雨々遇の 本席に 教務主任殿よりお話があつた通りであるそを事は雨々遇の 本席に 教務主任殿よりお話があつた通りであるその如きお話がありました青年は 周家の干城 にして青年の元氣如何の如きお話がありました青年は 周家の干城 にして青年の元氣如何の知きお話がありました青年は 周家の干城 にして青年の元氣如何の知きお話がありました青年は 周家の店上にて「憑鷺と青年」の以下に次三月十八日典默様は日曜教誨の席上にて「憑鷺と青年」の以下に次

事精極的の仕方さは努めて悪に遠ざかり 悪に染まぬ様にする事である今自分か話そうさ思ふのは後者である

段に失敗して更に あつたから以上の三誘惑には無事。抗する事が出來た 悪魔は三手 き聞て居たがそんな悪事は出來わさ 此青年は 比較的意志が强固て 虚言は言へるか」を答て曰く「幼い時分から虚言つくは盗の始まり に問ふて曰く、それでは筠盗をする事は出來るか」答て曰く湯して も流泉の水は飲ますだそんな悪い事は出來の第三に曰く「お削は 人こして親を殺す等そんな非道な事が如何して出來るものか」と次 が親を殺す事か出來るかい」と青年答へて曰く「馬鹿な事を言ふな 誘惑の手段を講じた日く「お前は品行も方正にして仕事ら能く働く こ思ひ先づ青年に對して交際を求め精·親密となりしな以て第一の る良青年であつた悪魔は此青年を如何かして隣落せしめたいもの に話さん
こするの酒
てあろう
先日或る
雜誌に
載つて
あた道話で
あ るこか芝居であるこか検撃するに違なきも最も甚だしいものは次 るが茲に一人の青年があつて 彼は品行方正にして仕事にも勉勵せ に感はされ易い其 誘惑も亦甚た種々ありて女であるさか 煙草であ は末だ忠康に乏しく意思が満弱なるが 故にこもすれば四関の誘惑 あり教會あるも亦一面には悪い方に~~にご誘つてゐる青年時代 社會には善等を善に導くべき機關さして 學校あり 圖書館あり寺院 一方法を案出したそして言葉を頼け て日ふには

(九八)

お前酒に飲めるだろうれ」と青年元より嫌にはあらざる酒の事なれ 多く飲むご言る風評は関てめたが今は大腊にも異濫中に家で飲む で此應您を見立腹して此つてお前は 近頃仕事も碌にせず,外て酒か 守居して獨り酒をさり深く酔つて居るに 外出であつた親爺が歸つ こなり仕事は次第に手に就かなくなつて來た 或る時彼の青年は留 なるにつけて味もよくなり量も進み遂には自ら求めて酒を飲む事 も大に喜び腹一杯飲み入つた悪魔は二度三度を勧め青年は度歌重 年初めは悪魔の誘悪に打克ったのに 僅な酒の誘惑方便によって見 場所が悪かつたので親は即時に死んでしまつたこの事である。此青 り彼の青年は忿怒の極手近にあつた。棍棒を以で親をなぐった處か さは何事ぞと言ひましたので子供も負けては居らず親子喧嘩こな 事悪魔に捕ほれたのである之れは一つの作話に 過ぎないがか、る するのてある心配がなくなるこになくなるのでなくて一時忘到し を恢復するさ云ふが酒が恢復する力あるでなく 睡眠が 疲勢を恢復 のに酒飲みは百藥の長なさ、我田州水の設をなして居る酒は疲苦 實例は幾らもある 事で犯罪者に就て調査して見るご殺人傷害なご 酒は幾何でも著るからお前遠慮なく飲み給へこの約束にて青年 「酒は飲める」ご答へた悪魔は心中物に喜びて曰く「それでは俺 皆酒が動機さなつて居る 又其他の犯罪にして上遠因は皆等しく であるに質に驚くべぎ現象である 茲に印刷せるものに酒害を記 のである(印刷物寫中略)今讀んだ如く酒害は限りなくある 醒めた後は尚ほ苦しいのである勇氣がでるご云ふが無い

> 男無が出る答がい勇無でなくて粗暴大勇にあらずして小吼で戦争 男無が出る答がい勇無でなくて粗暴大勇にあらずして小吼で戦争 な記い事があれば酒悲しみにも酒 結婚に酒舞式に酒會つて酒離れ に酒酒に突際の道具の様になつて來で好まね様な兵が何人あつ ても 古來悪い習慣があつて 何ミ云つても酒がなくては暮れぬものであ はならぬ様になつて居る双酒屋がら納める 税金が英大なもので 個 はならぬ様になつて居るので 日本に禁酒を實行する事になるさ 集 深の一財瀬さなつて居るので 日本に禁酒を實行する事になる さ 集 がかさーす思はれるが 實際は決してそんなものではない 禁酒がも いかさーす思はれるが 實際は決してそんなものではない 禁酒がも からす利益は其缺乏を償ふて倚餘りあるものである

のが面白い位でありましたが其節祖母の話に「煙草をのむここんで、大きないなくて、次ましたのに幸ひの至りであるぎ思ひます煙草は生來好きではない 又嫌いてもない嗅して味が良いこに思はぬが間に氣分が悪いこは感せめ位でありますから 中學以來師範在學中に於て之に関する 誘惑に甚だしいものでありましたが危くも脱して來たのは確かに 一つの理由が御煙いますがら中學以來師範在學中に於て之に関する 誘惑に甚だしいものでありましたが危くも脱して來たのは確かに 一つの理由が御煙います私の父も祖母も少々煙夢をやりますから幼い時分は 能く煙管の 揺除をなしましたがする かっぱい こん

對し村の風紀に關して及ばすなから 鑑力したかつたのてありますても只に生徒に文學を智はすのみらす村の 青年に對し或は戸主にますが「農村の改善」は私の年來憧憬しつ、あつた事で教員さなつ在監者中か、る事を申上けまするで 興奮した頭で書た機で御座い在監者中か、る事を申上けまするで 興奮した頭で書た機で御座い

任看守長給十級俸鹿兒島監獄勤務尹命不 任看守長給十級俸鹿兒島監獄勤務尹命又

守(宮崎)

Ш

保

同同同叙叙松

公動八等 公動八等 公動八等

命

失ない ては幸び関係なくやつて参りましたから 出獄後は特に注意して過 要であります貢献する所かなくてはなるまいこ思びます 女に對し ると此恥を雪く為めと村人に對する御恩報の為に尚一層努力が必 掛ける事さなつて質に さころが今や 在監者の身さなつて村人の指揮は愚か反つて迷惑を 様にする積りであります 耻かしい次第てありますが又一面から考へ

数果を納めたいので御座います 売角以上の三大誘惑に對して自**ち**も 慎み人にも 慣なしめ 相扶けて

〇受刑 り降下せさる標房内備附の宗梠等の 柄竹を平直に結び付け 便器を 伊之助は三月九日午前七時五十分頃獨居房に於て貧奥の手拭さ種 東六十一片部內西十四却より下左五十一片に於て石炭天井約二十 は三月十一日午前九時牛頃探険天さして 宮の原坑内就業中同坑内 野童さして縊死を迷けたり原因に長刑心悲観せるらしさ さを結束し早橋の内部に張りある金綱の目に通じ身體の重量に依 ○在監者の變死 函墜落し歴死せいさ 者の歴死 大阪監獄在監受刑者殺人未遂無期懲役吉本 三池藍獄在監受刑者竊盜懲役七年吉川乙市

○受刑者の縊死 合せ縊死せり 原因は他に重大の犯罪を包藏せる為めなるべしさ 三月五日午後十一時十五分頃居房に於て貸興の帶さ種手拭を綴き 位三月二十四日午前十一時三十分 頃居房に於て西鄉横貫鐵棒に貸 被告人の縊死 高松監獄在監竊盗事件被告人青木多賀藏は 奈良監獄在監受刑者强盗感役三年小川要二

> 途を悲観せるならんさ 與の手拭を引裂きて結束し東面して 縊死せり動機に長病の鶯め前

な爲せり原因は拘禁の苦痛さ 放火犯の重罪なる将來を憂患せる結 三月二十三日午前七時五十五分頃居房に於て 貧興の帶を以て縊死 被告人の變死 鹿兒島監獄在監放火事件被告入下鍋矢吉は

手の非常門の開願あるを幸ひ疾走同所より逃走せり即時逮捕方手 鼻緒を直し度旨願出て之を許容出房せしめたるに本犯は留置場機 本田流一に三月六日裁判所留置場に 收容中午後一時三十分頃下駄 ○被告人の逃走 岡山監獄津山分監拘禁中の賭博事件被告入 果なるべしさ

〇受刑 夫の課否云々より憤懣し斯る免行を演せるものなりさ て右上方に走り 右順部に至る長さ十一個迷突深る骨膜に達する切 後より切付け第一左口唇の直下より下口唇の下に沿ひ之に平行し 松田寅三郎は三月十五日中島捨松に對し貨奥の小刀を以て突然背 配を為せるも更らに手掛りなしさ 者の傷害 三池監獄在監受刑者强盜及竊盜懲役十五年

〇被 之助は三月二十日午後六時頃像審延に出て取調終了後同七時十分 頃出房馬車に搭乗せしむる 際捕縄を強く引離して疾走せ に追跡し裁判所前街路に於て 取押へたり 告人の逃走未遂 金澤監獄在監强盗事件被告人岩居森

さわ ろは

任

宝

典獄補(金澤)

同同 看守長(熊本) 守(山口) 守(大分) 同(依然)(大新海)(大新海) (新湯) (同) (廣島) (福岡) 蕨 吉 重 三後 高加印波古江吉三研吉大 財松浦 橋 藤南邊川 上田輪野野草 仙勘賀 松 金播 唯務 榮熊 利次太喜秀唯 太之 之 熊瀾吉郎助太要助 正郎郎六吉磯郎郎市郎

長鈴石 川木井 

柔

會

茶話

各白驩 手の 亂との 勢等に 氏に 者氏名左の 三月 徹する に歐洲に於ける該教普及の範 b 斯くて演説は して氏は「歐洲 十七日 於て茶話會を開催す に降壇 談を交へ午 處聽者に深其なる興味と感 關係を叙 如 該博淵深 (第三土曜 せられ し影響を説き鑿々 後 同三時三十 四 後別室に於て茶菓を饗し なる説明を與 戰爭と基督教 時 H 過ぎ 本日 午 散會 分を以 園及び 0 せ 動 3 師 り本 て終 ī なる とを起さしめ 教理遍滿の狀 は海老名彈正 T h より 日の 9 趣旨 で歐洲 滿堂拍 題 會員 0 0) 些 戰 F

席者中 練習生の氏名は

青井 清蔵 宗成三 流蔵 和山野福田吉太郎 岩雄信 助原 小寺渡景 林門邊山 和三個樂郎信流志 · 修河佐橫 實野藤溝 太純榮鶴耶孝吉惠

(一九)

廣島控訴院管內看守長任用試驗委員子命

長勝藤二次 一澄作即即

三金赤長中資浦澤城山村藤

三謹 公一郎造質炳雄始

#### 司 法省監獄公文

T 支辨方二 法省會 建築事業 Z in 毛 141 第 付テ = " 屬ス PU 於ケ 右 號 (大正六年三 事請負 務費 支出科 n 專 3 紀宛會計課長通牒十三月二十九日裁 リ支辨相 H 從來區 旦

入等 17

令達 相成

依命

此段及通牒候 司 法 省告示第

日西秋末賀原山光

利修六定敬幸太柴**時一代** 吉四 義一郎吉吉 藏邸平治郎作健**藏**耶

克巴

浩

源重

白梶井田

吉 伊高石黑岩田野田山佐飯江矢 矢藤田橋宮口中藤甲本藤島崎島 大濱瀬 信勇公平郎 正嘉與喜義切一市 

六年三月

H

司

法

大臣

松

室

致

六年三月司

法

告

示第十八號中

大分監

ヲ削

省會甲第

四號乃至 ナカ氏外五拾名に 日及四月四 鈴白大 與 第五號に 金 H を以 依 h て元松 叁圓 以上七圓迄 1 則第十 Ш 監獄 當 條第 女取 0 金

締長野

月

+

項第

を贈典

へせ

北有山酒属寶毛鈴齋佐宮澤藤干中武仁**岡勝** 島馬本井谷藤利木藤藤田獨原葉島田科見木 四四 右 衛教 銀慧正數淳 門海質平宏枝馬行 夏郎 鐵太 與敬榮 萊縣 富富 助吉 助吉 二二教郎吉 藏 0 項中 治 大正 

新重郎

稔

監裁 判 獄所

會甲第四 Æ 大正六年 六年 -四月 號訓合ヲ適 歲出 十二日 目 用 = ス右 司 法大臣 3 訓命 テ 21 大正 ス 松 五年三月 室 致

#### 盟 稿 協 曾 編

頁

出獄者 眞 心悔悟 セ 12 E 就 + ·其犯罪 徑路改悛 定 紙 菊 1 動機 金 ラ 金 同

日 理學 句洗練 七缺 = 在 テ 行。 テ 乃至 力 文。流● E ラ 偉 4 + 麗● 般社 ル 1 文籍 研 N I 會 究資料 D 教 看讀 及 化 ル ナ 用 13 餘● 留意 疑 篇● F ル 能 7 1 ス 1 テ ス仍テ之レ ク 勿論 出 現代人 ル 版 -ナ セ 於テ 心 ラ推奨ス E 1 モ有益 歸趨社 口 會 實狀 テ 趣味 刑 檢 ナ 描寫 詳叙 1) 右 學 タ ル

所

京 市 監 麴 MJ 西 H 比 谷 阿

電話新橋一三六八番※振替東京二五〇五九番

加入者 番 號 合 費 , 7 東 注 振 意 替 京 貯 貢 監 金 大正六年四月二十日發行 五. ^ 獄 拂込マ 0 編發 即 發 即 賣 Ŧi. 刷 輯行 行 協 捌 所 人兼 所 所 九 N 東京市麻布區新網町一丁目廿二番地 會 番 1

(定價金拾貳錢)